

## コアコンテンツの内容を定める件について

### 1. これまでの経緯と前回会合からの進捗状況

- ・ 大学での90分1コマ講義での利用を念頭に、金融リテラシー全般を取り扱う「コアコンテンツ」の整備を本年春から具体的に進めてきた経緯。
- ・ 前回本会合でのご報告以降、関係各団体等の中で精力的に検討が行われ、秋までに原案が完成。その後、外部有識者委員から個別に伺ったご意見も踏まえたものが、本日ご提案のコアコンテンツ案（別紙1）。

### 2. コアコンテンツの建て付け等について

- ・ コアコンテンツは、パワーポイントのスライド（一部アニメーション付）計80枚より構成（このうち、「特に利用を推奨する」スライドが計43枚）。
- ・ 本日の討議を経てコアコンテンツの内容が確定した後、関係団体等が派遣する講師のサポートを目的に、参考資料として「ノート部分」を適宜作成する。「ノート部分」は本日の討議内容を踏まえるとともに、関係団体等の意見も必要に応じ聴取し、事務局の責任において準備する。

### 3. 「コアコンテンツ案」の概要と事前にいただいた主要なご意見のご紹介

—— 別紙1を用いてご説明。

### 4. 公表や利用ルール等の案について

- ・ コアコンテンツは、事務局がホームページ上で公開する。

- ・ 本会議の関係者（委員および関係団体等）は、全部または一部の複製を含め、コアコンテンツを自由に利用することができる。ただし、国民の金融リテラシー向上を目的とする利用であること（特に、営業目的と誤解されるような利用は避けること）、他資料に掲載する場合は出所を明らかにすること、の2点を条件とする。
- ・ 関係団体等は、その傘下の個社等に対し、上記2点を条件に、コアコンテンツの自由な利用を許諾することができる。
- ・ 第三者は、上記2点の条件を順守する場合には、事前に事務局に申し出のうえ、その許諾を得て、コアコンテンツを自由に利用することができる。
- ・ 事務局は、当面の間、関係団体等の協力も得て、関係団体等、傘下個社等、第三者によるコアコンテンツの利用状況を適宜把握する。
- ・ コアコンテンツは、今後の利用状況を踏まえ、必要が生じた場合には、関係団体等の協力も得て、事務局において適宜改訂する。
- ・ 関係団体等は、実際の講義用に「補足資料」（教官や学生の関心等に合わせ、講師が実際の講義時等に補足的に使用するものであって、コアコンテンツ以外のもの）を作成し、それが他の関係団体等にも有益と思料する場合は、適宜の方法で周知する。

## 5. 今後の段取りについて

- ・ 事務局は、本日の討議を踏まえた完成版を2019年2月中を目途に作成する。
- ・ 2018年度末までに事務局はコアコンテンツをホームページに掲載する。「ノート部分」については、事務局は適宜関係団体等に配布する。
- ・ 2019年度より、関係団体等はコアコンテンツの利用を開始する。

以 上

# 金融リテラシーとライフデザイン ～ 人生、お金、金融知識

2018年〇〇月〇〇日  
〇〇〇〇協会  
山田 太郎

## 目次

- 0 はじめに ～ この講義の目的
- 1 家計管理とライフプランニング  
～働いて「稼ぐ」ことと、将来に備えることについて
- 2 「使う」
- 3 「貯める・増やす」～ 資産形成
- 4 「備える」～ 社会保険制度と民間保険
- 5 「借りる」
- 6 最近のトピックス
- 7 金融と経済
- 8 金融トラブル
- 9 最後に

## 0 はじめに ～ この講義の目的

3

### 0.はじめに～



#### 0-1. この講義の目的

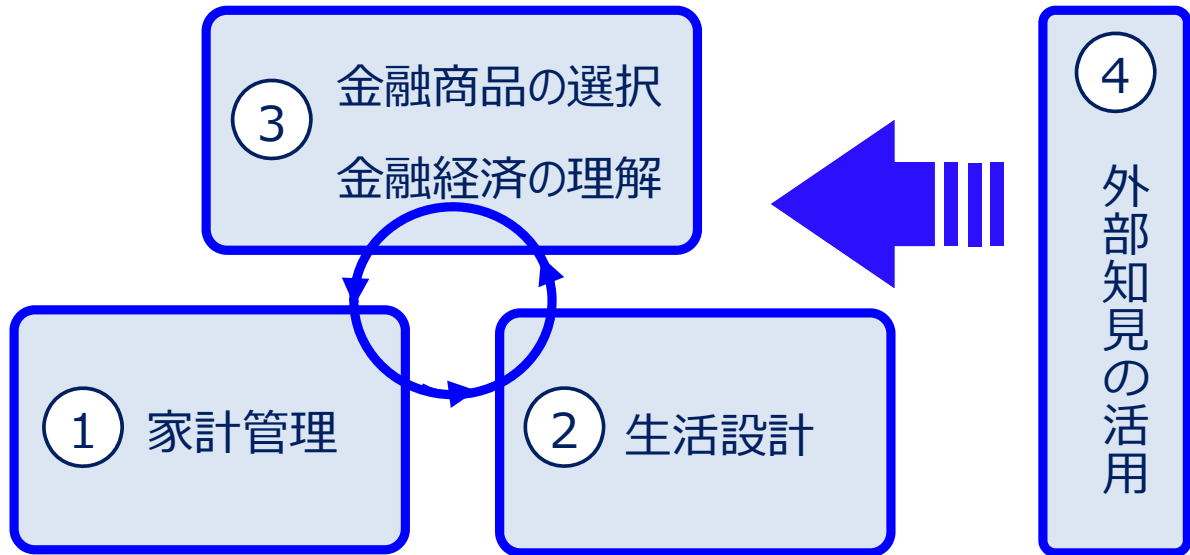
- (1) 夢の実現。将来への備え。  
どちらにとっても**お金の知識**が重要な鍵です。
  - － 特に、若い皆さんが将来に向けて資産形成する上では、**「時間」を有効活用する**ことが重要です。
- (2) **人生と、お金と、そして経済のつながり**についての最低限の**金融リテラシー**\*を身につけましょう。

※金融リテラシー（Literacy）＝お金の知識・判断力。



## 0-2. 金融リテラシー（お金の知識・判断力）

生きていくうえで必要な金融に関するリテラシーは、以下の通りです。



(出所) 金融庁金融研究センター「金融経済教育研究会報告書」

## 0-3. お金の種類

### 現金



- 紙幣（お札）
- 貨幣（コイン）

### 預金・貯金



### 電子マネー



- 交通系電子マネー：  
(Suica,ICOCA,PASMO など)
- 流通系電子マネー：  
(WAON,nanaco,Edy など)

# 0.はじめに～

## 0-4. お金の機能

### 価値の尺度



### 交換の手段



### 貯蔵の手段



(出典) 日本FP協会「10代から学ぶパーソナルファイナンス」

# 1

## 家計管理とライフプランニング

～働いて「稼ぐ」ことと、将来に備えることについて



## 1-1. 稼ぐということ

### (1) 労働と収入

---

— 人はなぜ、働くとお金をもらえるのでしょうか。

### (2) 付加価値

---

— なぜ、同じ1時間働いても「稼ぎ」はそれぞれちがうのでしょうか。

9



## 1-2. 付加価値

(1) 働いて「どの程度の収入が得られるか」は、**みなさんが提供できる「付加価値」の大きさ**と関係しています。

---

(2) 多くの人が働いて「付加価値」を世の中に提供しています。

---

(3) 働き方によって、**収入は異なります**。

---

(4) 社会や経済の変化に応じた、柔軟な働き方も大事です。  
(特に「人生100年」時代には)

---

(注)「付加価値」(value added)とは、「付け加えられた価値」のことで、たとえば人や企業が、より良い商品やサービスを世の中に提供する(そのプロセスの一部を担う)ことを指します。皆が付加価値を生み出すことで経済は成長し、社会の発展にも貢献します。

7

10

## 1.家計管理とライフプランニング ~働いて「稼ぐ」ことと、将来に備えること

### 1-3. 多様な働き方（稼ぎ方）

(1) 雇用される

- 
- 例) ・ **会社員（正社員、派遣社員）**  
・ **公務員**  
・ **アルバイト、フリーターなど**

(2) それ以外

- 
- 例) ・ **家業などを継ぐ**  
・ **起業する（会社を起こす）**  
・ **フリーランスなど**

11

## 1.家計管理とライフプランニング ~働いて「稼ぐ」ことと、将来に備えること



### 1-4. 収入と支出

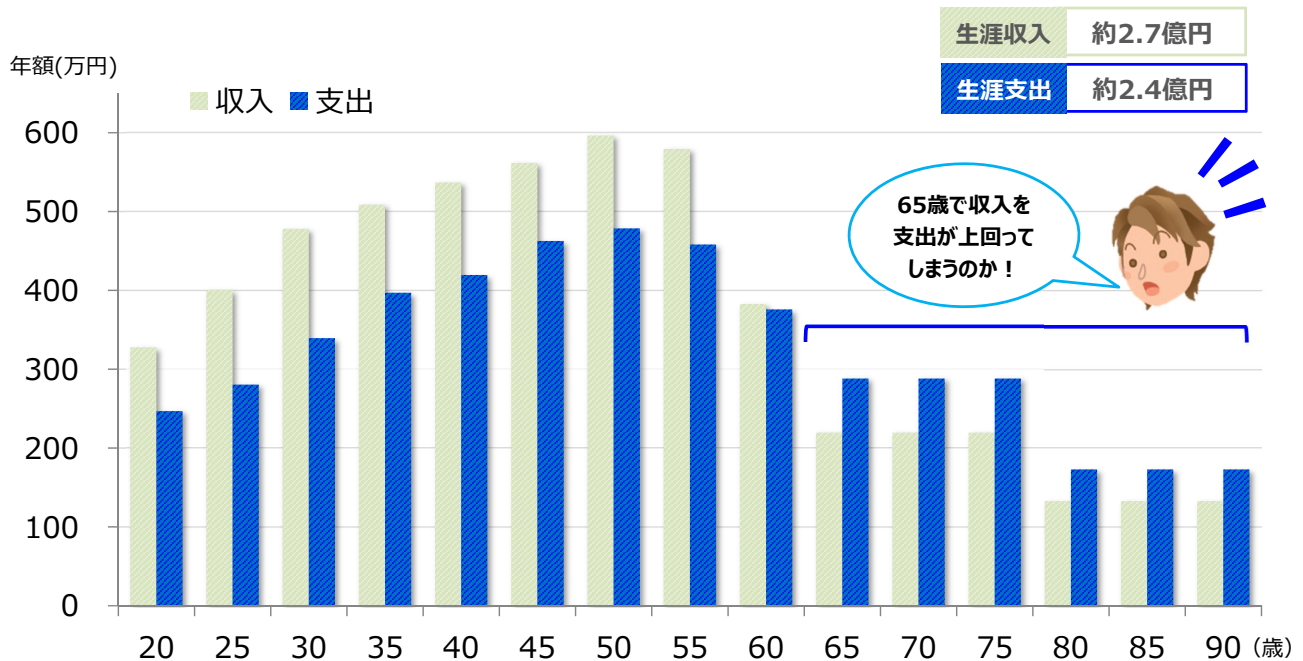
- (1) 生涯の**収入、支出のイメージ**をつかみましょう。  
**収入と支出をバランスさせる**ことが大切です。  
ー 日常生活でも、家計の収支を管理し、黒字を確保する（お金を貯める）習慣をつけましょう。
- 
- (2) **「将来やりたい夢」**や**「人生の3大費用」**にどうお金を準備するか、考えましょう。
-



# 1. 家計管理とライフプランニング ～働いて「稼ぐ」ことと、将来に備えること



## 1-5. 一生涯の収入と支出（勤労者家計の平均的な姿）

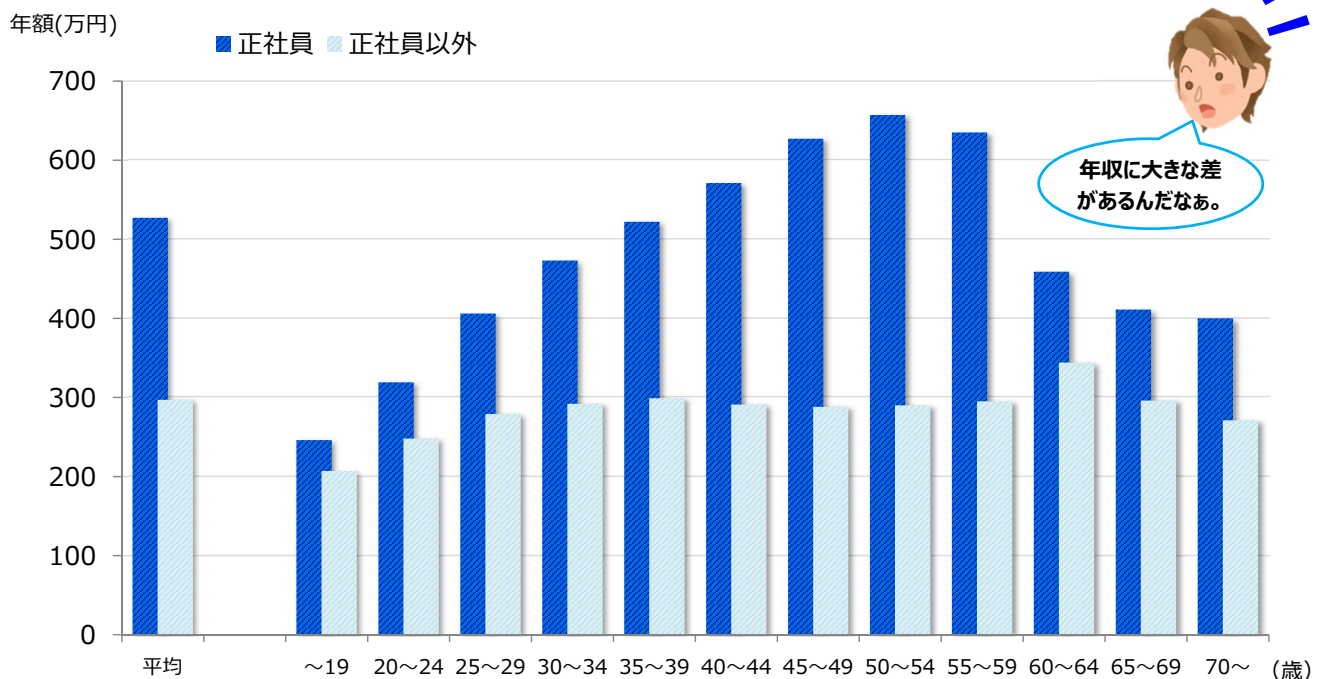


出所：総務省「家計調査」（2016年）、収入は可処分所得、支出は消費支出＋土地家屋借金返済のデータから試算

# 1. 家計管理とライフプランニング ～働いて「稼ぐ」ことと、将来に備えること



## 1-6. 雇用形態による年収の違い

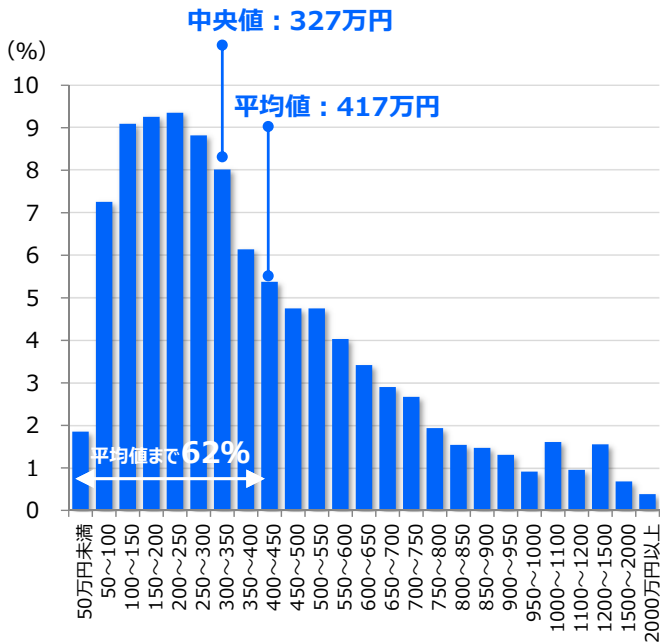


推定年収＝「きまって支給する現金給与額」×12ヶ月＋「年間賞與其他特別給与額」として試算  
 (出所) 厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」

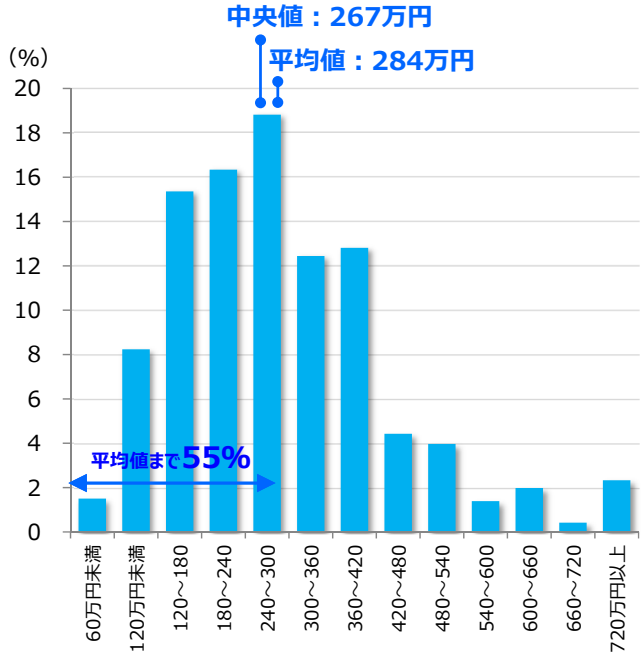
# 1. 家計管理とライフプランニング ～働いて「稼ぐ」ことと、将来に備えること

## 1-7. 収入と支出の分布

年間収入額の分布図



年間支出額の分布図



出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（2016年）、収入は可処分所得、支出は家計支出、各中央値および平均値以下の世帯割合は均等分布を仮定して試算

# 1. 家計管理とライフプランニング ～働いて「稼ぐ」ことと、将来に備えること



## 1-8. 人生の3大費用とは

### 子育て・教育

(幼～高 = 公立、大 = 国立)  
約 **800万円**  
}  
(幼～大 = 私立)  
約 **2,200万円**

「教育」は、幼稚園から高校までの「学習費総額」と、大学の「入学金・授業料・施設整備費」の計。私立大学は文系とした。

### 住宅

(建売住宅)  
約 **3,300万円**  
(マンション)  
約 **4,300万円**

「住宅」は、住宅ローン利用者の住宅購入平均価格。

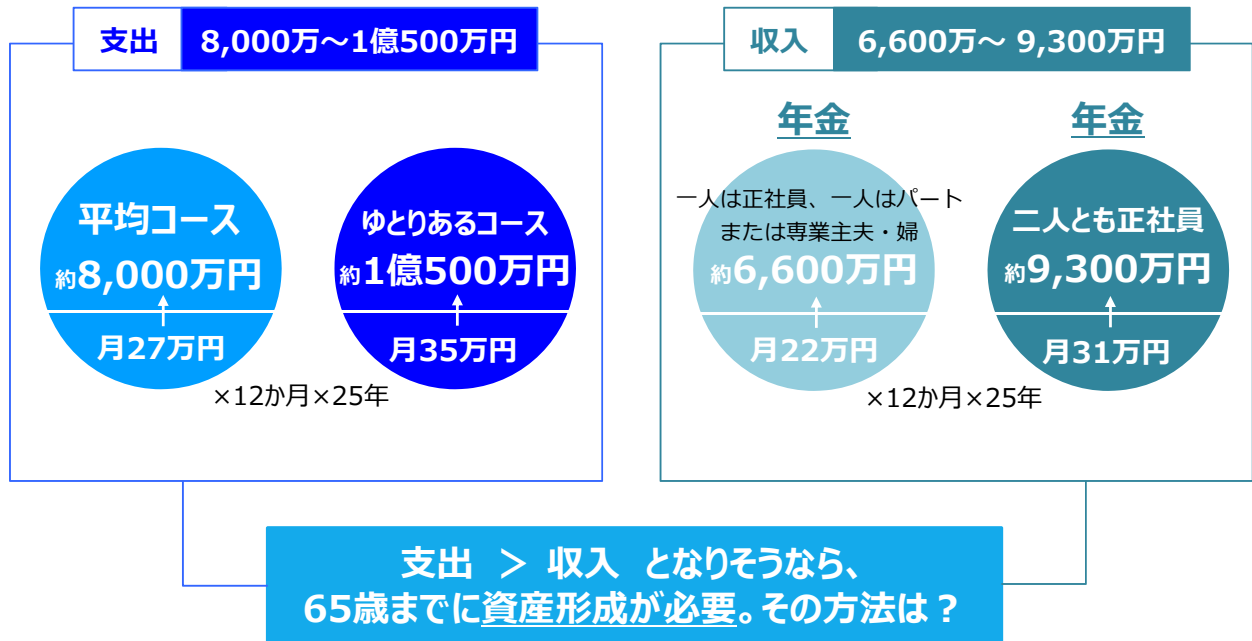
### 老後

(平均)  
約 **8,000万円**  
(ゆとりあり)  
約 **1億500万円**

「老後」は、夫婦二人世帯の老後生活費25年間（世帯主65歳～90歳）分。



## 1-9. 65歳から先の収支バランス（夫婦モデル）



出所：

平均コース＝総務省「家計調査」（2016年）、高齢夫婦無職世帯の実支出

ゆとりあるコース＝生命保険文化センター「生活保障に関する調査」（平成28年度）、

老後2人で暮らしていくうえでの最低必要額（22.0万円）＋経済的にゆとりのある老後生活を送るために必要な追加金額（12.8万円）

年金＝厚生労働省報道発表（2018年1月26日）、平成30年度の新規裁定者の年金額の例（厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金））から試算

17

## 2 「使う」

## 2.「使う」



### 2-1. ニーズとウォンツ

- (1) **「必要なもの」と「欲しいもの」**は区別しましょう。

---
- (2) お金を使い方を考えるとき、「それは必要なもの(ニーズ/needs)か、欲しいもの(ウォンツ/wants)か」、と自問してみましょう。

---
- (3) **「必要なものを優先する」**(欲しいものは余裕があるときに買う)ことを考えてみましょう。

---

19

## 2.「使う」



### 2-2. お金を「使う」際の意思決定

- (1) **お金を貯めたり、増やしたりしてから買う**

---
- (2) **手持ちのお金で買う**

---
- (3) **お金を借りて買う (ローン・クレジット)**

---

## 2.「使う」

### 2-3. 支払手段の分類

主な支払手段による分類は原則として以下のとおりです。

(1)	現金	= 即時払い
(2)	デビットカード	= 即時払い
(3)	商品券	= 前払い
(4)	プリペイドカード	= 前払い
(5)	電子マネー	= 前払い*
(6)	クレジットカード	= 後払い

※電子マネーにクレジットカードでチャージすると後払いになります。

## 3 「貯める・増やす」～ 資産形成



#### 3-1. 資産形成

- (1) 低金利のもとでは、預金・貯金だけでは資産は増えません。
- (2) 確かに、株式や投資信託などの投資運用商品は元本割れの可能性があります（投資は自己責任です）が、ちょっとした工夫で、元本割れの可能性を軽減することが期待できます。
- (3) キーワードは、「長期」「積立」「分散」投資。そして、「非課税制度」です。
- (4) もちろん、上記以外の投資方法もあります（例：相場観に基づいて売買し、積極的に増やそうとする）が、この講義では省略します。  
－ 積極的な投資方法では、自分自身のリスク\*許容度の把握とリスク\*管理が特に重要です。生活資金以外の当面使う予定のない資金が向いています。  
\*リスク：利益や損失の不確実性（振れ幅）のこと。詳細はP28・29参照。

23



#### 3-2. 利子と金利

##### (1) 利子（利息）

借りたり貸したりしたお金に、一定の割合で支払われる対価（金額）

##### (2) 金利（利率）

お金を借りたり貸したりする時の「値段」です。  
元本に占める利子の割合（%）で表示されます。

##### （例）100万円を金利5%（年率）、期間3年で預けた場合

- 年5%の金利の場合には、10,000円は、1年後に10,500円になる。
- 10,500円をそのまま預ければ、2年目には、11,025円になる。
- 3年目には、11,576円（端数は切り捨て）になる。

14

👉 利子も預ければ、その利子にも利子がつく ⇒ 「複利」という。

24



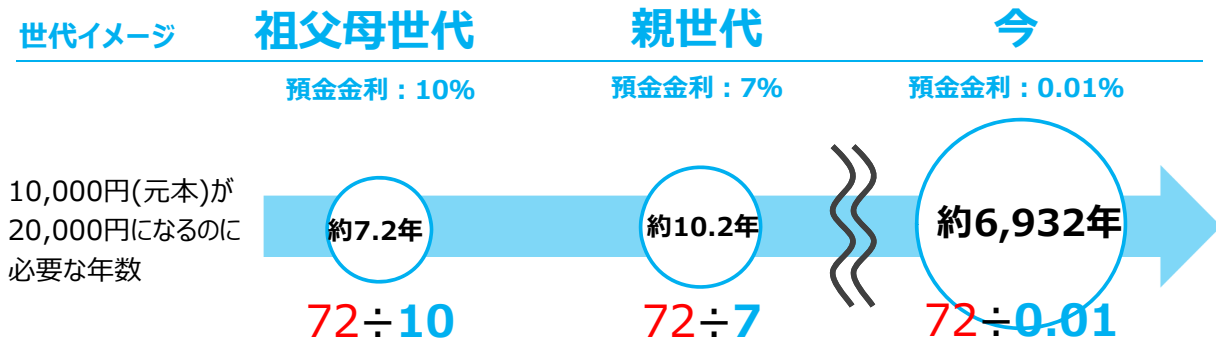
### 3. 「貯める・増やす」 ～資産形成

#### 3-3. 金利を実感してみよう（72の法則！）

##### 72の法則 「元本が2倍になる金利と年数の関係」

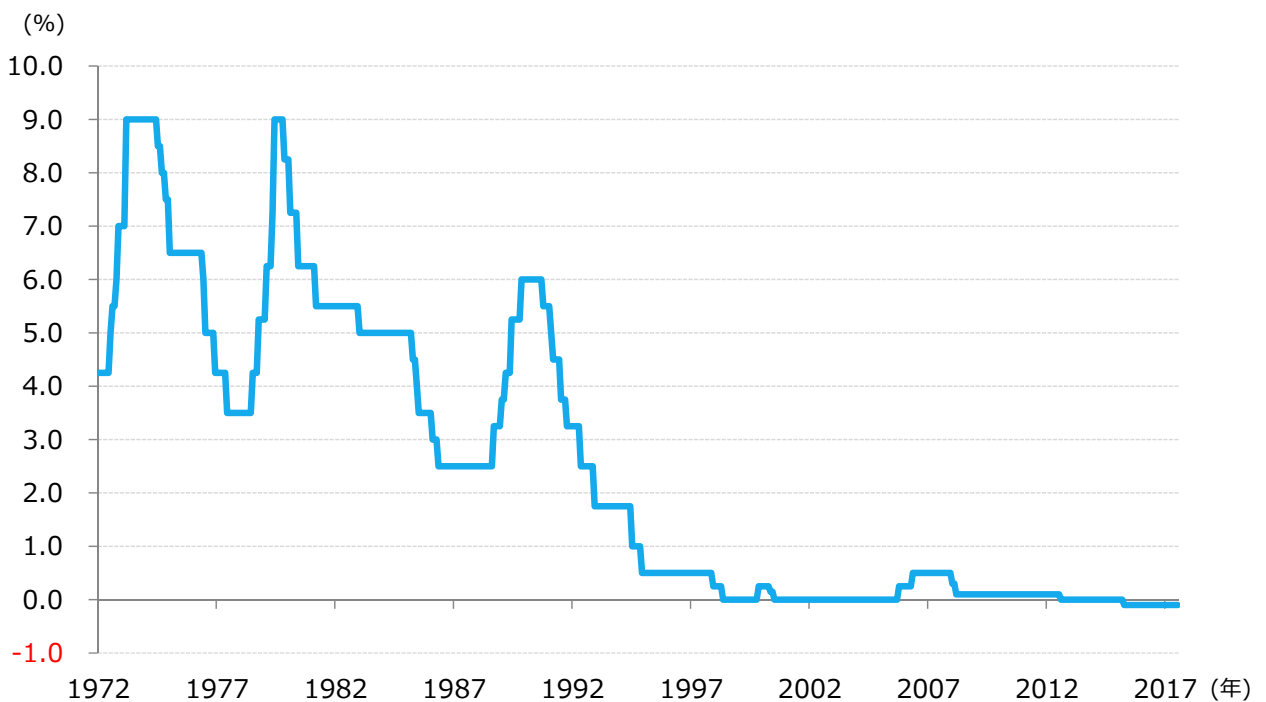
$$72 \div \text{金利} (\%) = \text{お金が2倍になる期間 (年)}$$

(例) 10,000円 (元本) が20,000円になるのに必要な年数



### 3. 「貯める・増やす」 ～資産形成

#### 3-4. 金利の推移



(資料) Bloomberg, 日本銀行より、金融庁作成

(注) ～1999年1月は公定歩合、それ以降は無担保コール翌日物金利

### 3. 「貯める・増やす」 ～資産形成



#### 3-5. お金の持ち方・扱い方と将来に向けて ①

##### 様々な手段

・お金の持ち方・扱い方には、様々な手段がある。



・銀行等にお金を預けること



・発行者が借りるお金  
・発行者は、お金を返す必要あり  
・国が発行するものを国債、会社が発行するものを社債という



・株式会社の事業の元となるお金  
・会社は、お金を返さなくてよいが配当する  
・会社の価値によって、株式の価値（株価）も変動する



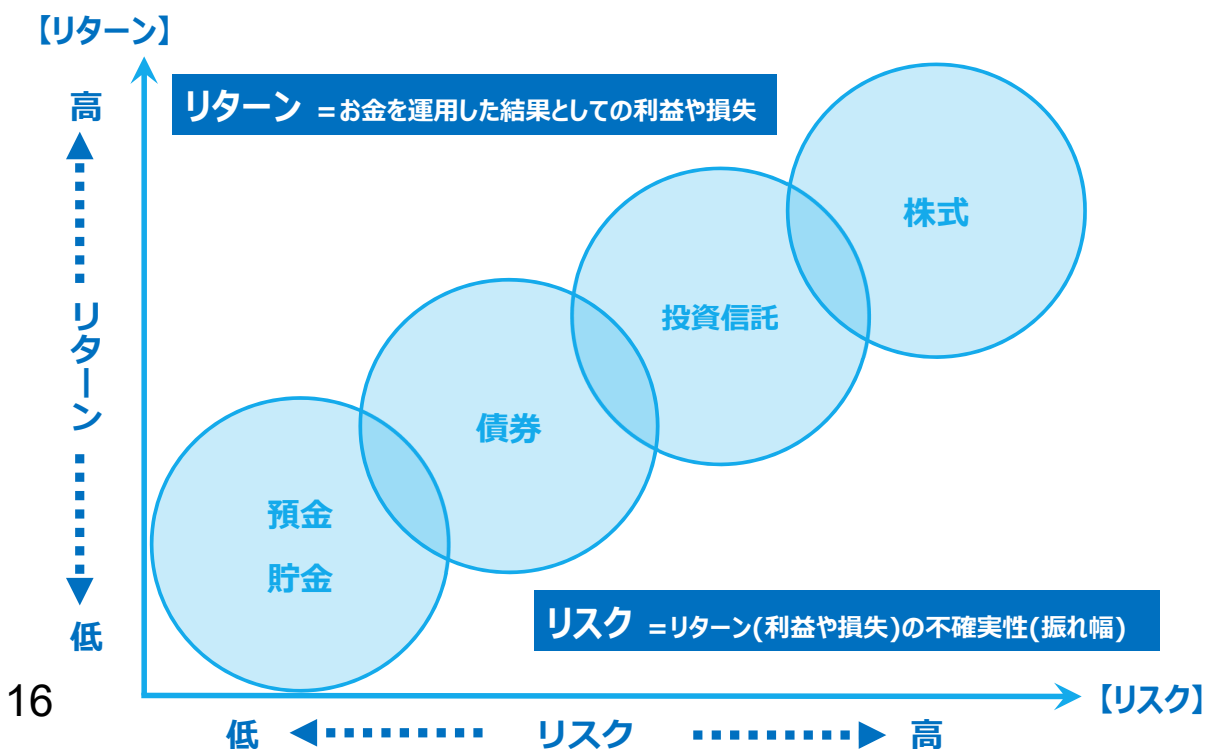
・多くの人から集めたお金を、1つにまとめて大きな資金にし、株式や債券などに投資する仕組み  
・価格が日々変動する

### 3. 「貯める・増やす」 ～資産形成



#### 3-5. お金の持ち方・扱い方と将来に向けて ②

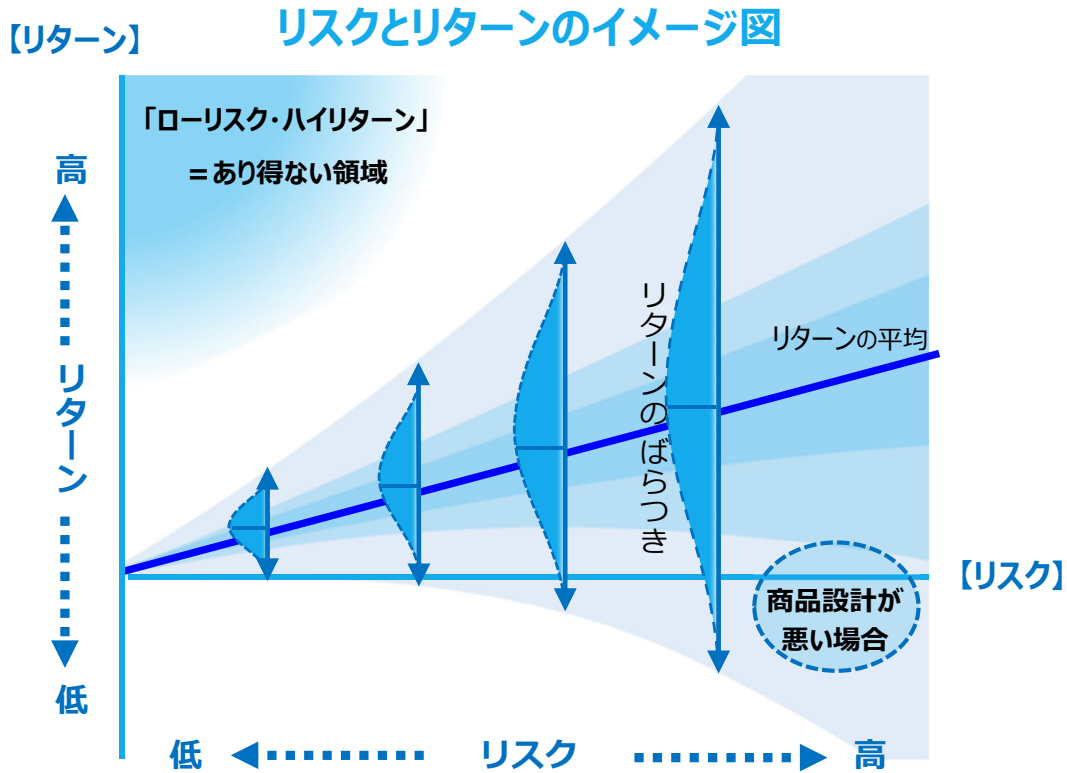
(注) あくまでもイメージです。厳密な表現ではありませんので、ご注意ください。





### 3. 「貯める・増やす」 ～資産形成

#### 3-5. お金の持ち方・扱い方と将来に向けて ③



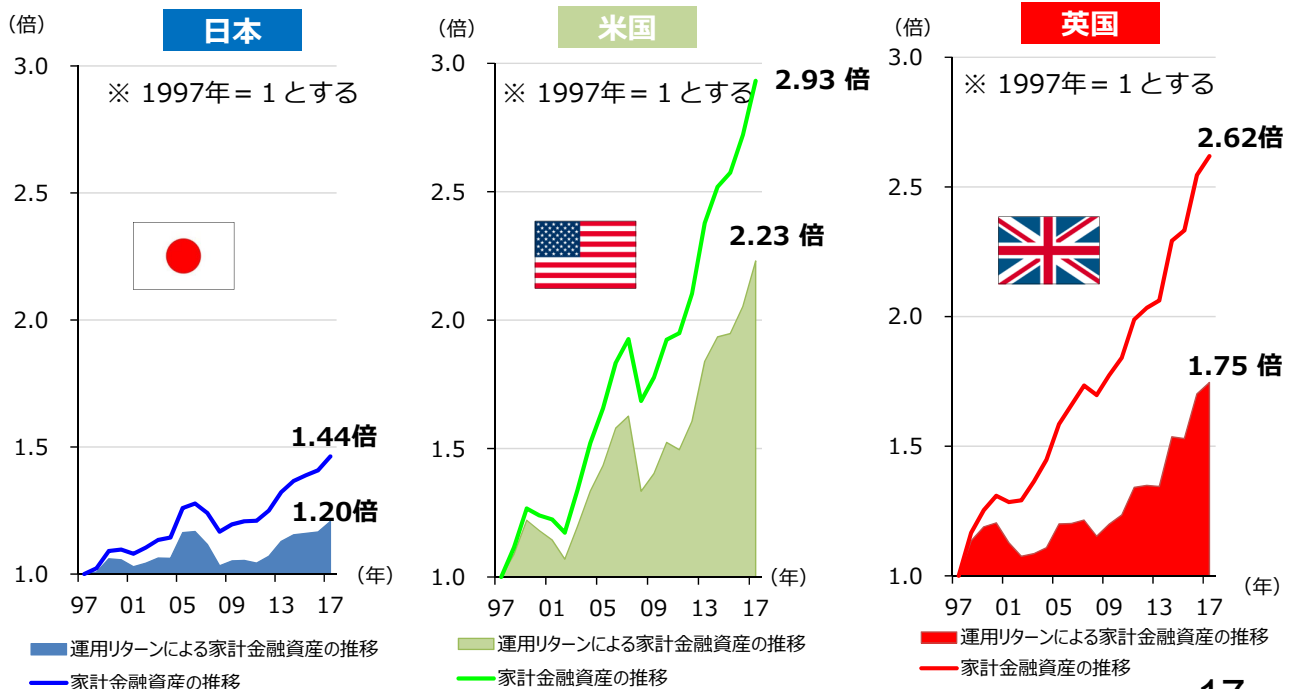
リターン＝お金を運用した結果としての利益や損失 リスク＝リターン(利益や損失)の不確実性(振れ幅)

29

### 3. 「貯める・増やす」 ～資産形成

#### 3-5. お金の持ち方・扱い方と将来に向けて ④

貯蓄と投資による資産形成 ～ お金にも働いてもらう



(出典) F R B (Federal Reserve Board)、B O E (Bank of England)、日本銀行より、金融庁作成

17

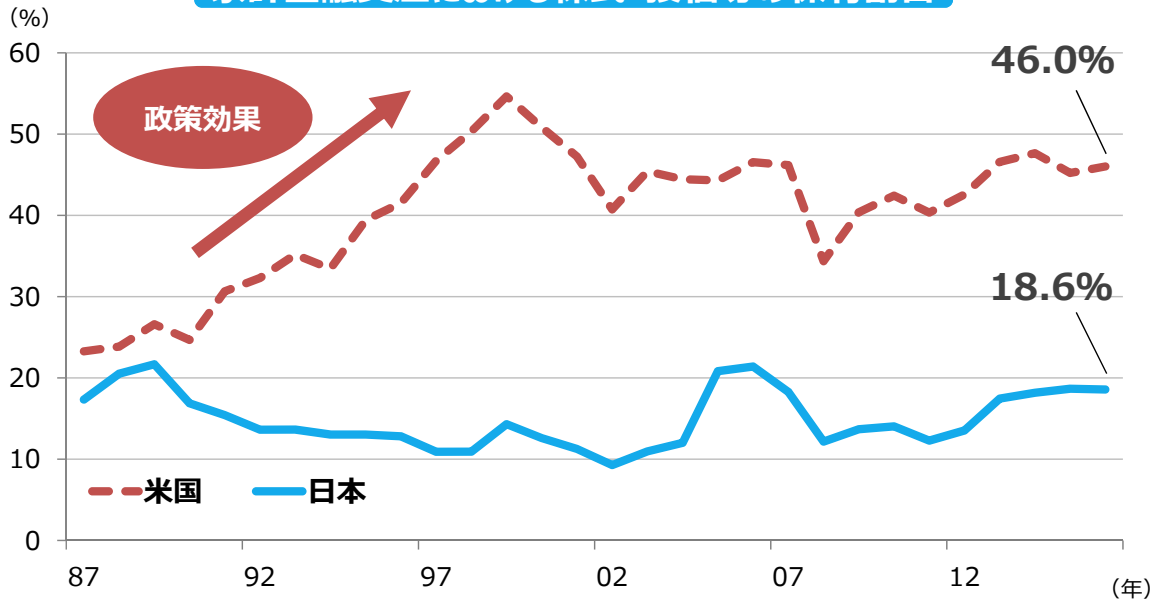
30

### 3. 「貯める・増やす」 ～資産形成

#### 3-5. お金の持ち方・扱い方と将来に向けて ⑤

##### 貯蓄と投資による資産形成

家計金融資産における株式・投信等の保有割合



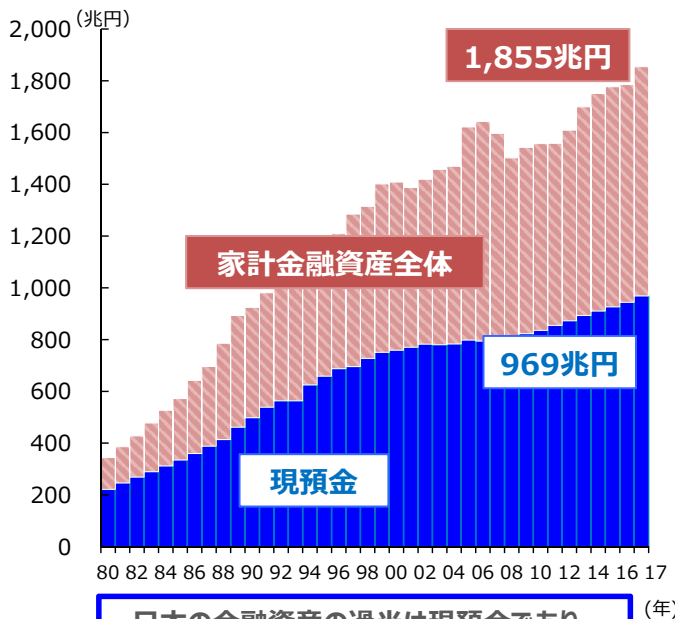
(※) 株式・投信等は間接保有を含む割合。

(資料) F R B (Federal Reserve Board) より、金融庁作成

### 3. 「貯める・増やす」 ～資産形成

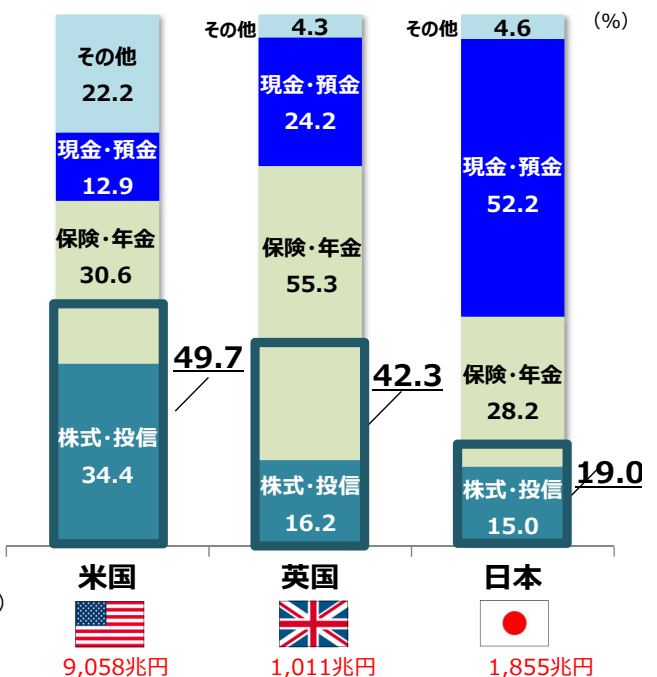
#### 3-6. 家計の金融資産

日本の家計金融資産推移



日本の金融資産の過半は現預金であり、米英に比べて株式・投信の割合が低い。

各国の家計金融資産構成比(2017年末速報値)



(注) 17年12月末の為替レートにて換算(1ドル=112.67円、1ポンド=152.24円)。

の部分は間接保有を含む株式・投信投資割合。

(出典) FRB (Federal Reserve Board)、BOE (Bank of England)、日本銀行より、金融庁作成

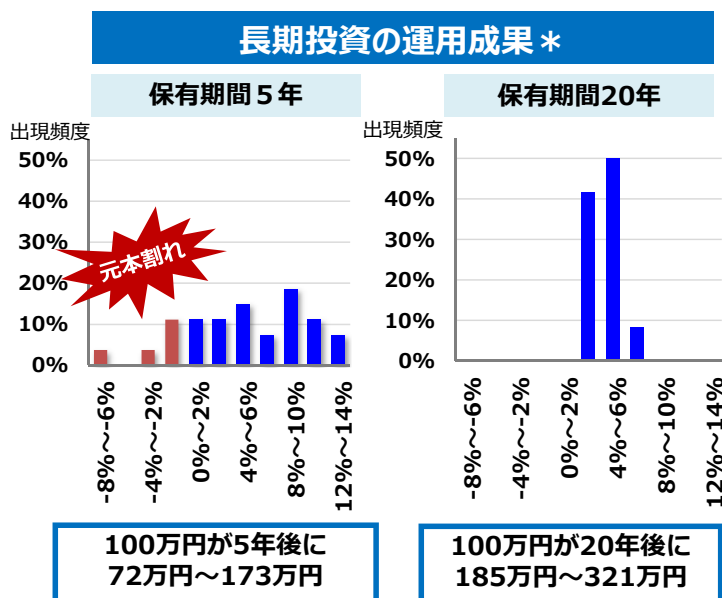


#### 3-7. 長期投資

- (1) 投資を長期間続けると、複利の効果等もあり、結果的に元本割れする可能性を低減できる方法があります。

- (2) ただし、途中で売ったり積立投資をやめてしまうと、こうした効果は弱くなります。

- (3) 例えば、投資信託の価格(基準価額)は上がったり下がったりしますが、こうした動きに過度に一喜一憂することなく、後述する**積立・分散投資を長期間にわたって続ける**方が結果的にパフォーマンスが上がるのが過去の実績です。



\* 1985年以降の各年に、毎月同額ずつ国内外の株式・債券の買付けを行ったもの。各年の買付け後、保有期間が経過した時点での時価をもとに運用結果及び年率を算出 (金融庁作成)

33



#### 3-8. 積立投資

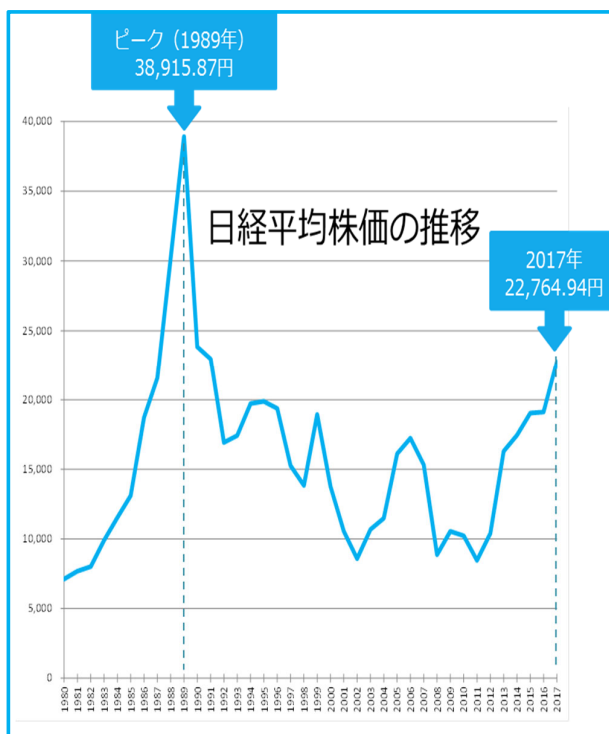
- (1) 積立投資\*とは、「**あらかじめ決まった金額**」を「**続けて**」投資することです。
- (2) 定期的に積立投資をすることで、安いときに買わなかったり、高いときにだけ買ってしまったりすることを避けられます。
- (3) 積立投資は、まとまったお金がなくても、少額からすぐ始められます。

\* 積立投資は、「時間分散」の概念で分散投資で説明する場合がありますが、本稿では「時間分散」は積立投資の枠組みとします。

### 3.「貯める・増やす」～資産形成



#### 3-9. 長期投資+積立投資の効果 バブルのピークに投資した最悪ケース



年(末)	投資元本累計	時価	含み損益
1989	34,483	34,483	0
1992	137,931	99,344	▲38,587
1995	241,379	225,174	▲16,205
1998	344,828	247,296	▲97,531
2001	448,276	268,402	▲179,874
2004	551,724	410,257	▲141,468
2007	655,172	644,520	▲10,652
2010	758,621	538,419	▲220,202
2013	862,069	1,012,489	150,420
2016	965,517	1,294,821	329,303
2017	1,000,000	1,576,595	576,595

ピーク時に100万円買ったとすると、  
2017年末では、約42万円の**含み損**

ピーク時から毎年末に3.4万円を買い続けてきたとすると、  
2017年末では、約58万円の**含み益**

出所：日本経済新聞社

35

### 3.「貯める・増やす」～資産形成



#### 3-10. 分散投資

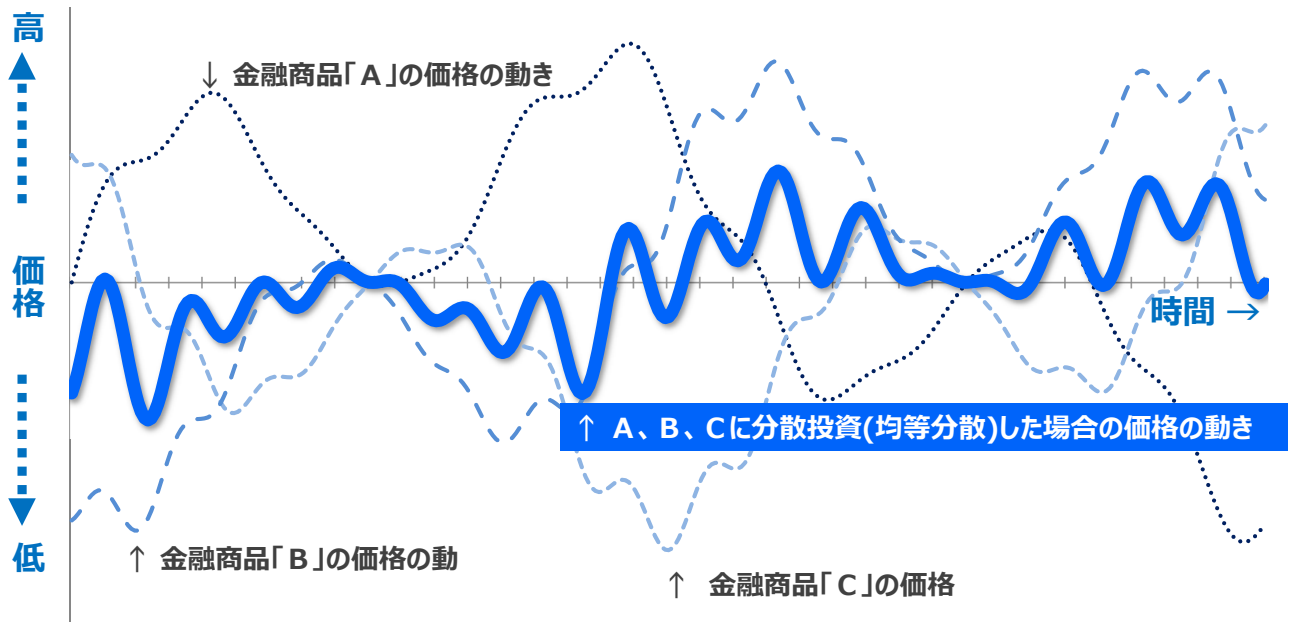
- (1) 1つの資産だけに投資するよりも、投資信託等をとおして値動きの異なる複数の資産に分散投資を行うことで、価格の変動が小さくなり、リスクを軽減することが期待できます。これを「**資産の分散**」と言います。
- (2) 投資先の地域を分散することにより、より安定的に世界経済の成長の果実（利益）を得ることが期待できます。これを「**地域の分散**」と言います。

### 3. 「貯める・増やす」 ～資産形成



#### 3-11. 分散投資の効果

異なる価格変動をする金融商品を組み合わせると・・・

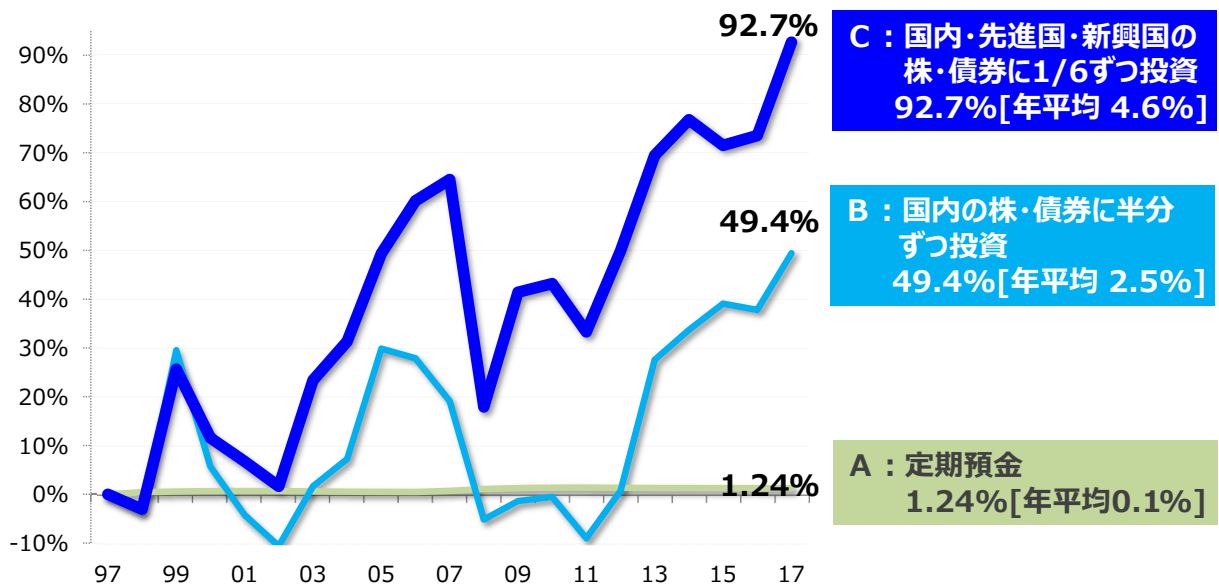


37

### 3. 「貯める・増やす」 ～資産形成

#### 3-12. 長期・積立・分散投資の効果

長期・積立・分散投資の効果 (実績)



(注) 各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。株式は、各国の代表的な株価指数を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。債券は、各国の国債を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。

(資料) Bloombergより、金融庁作成

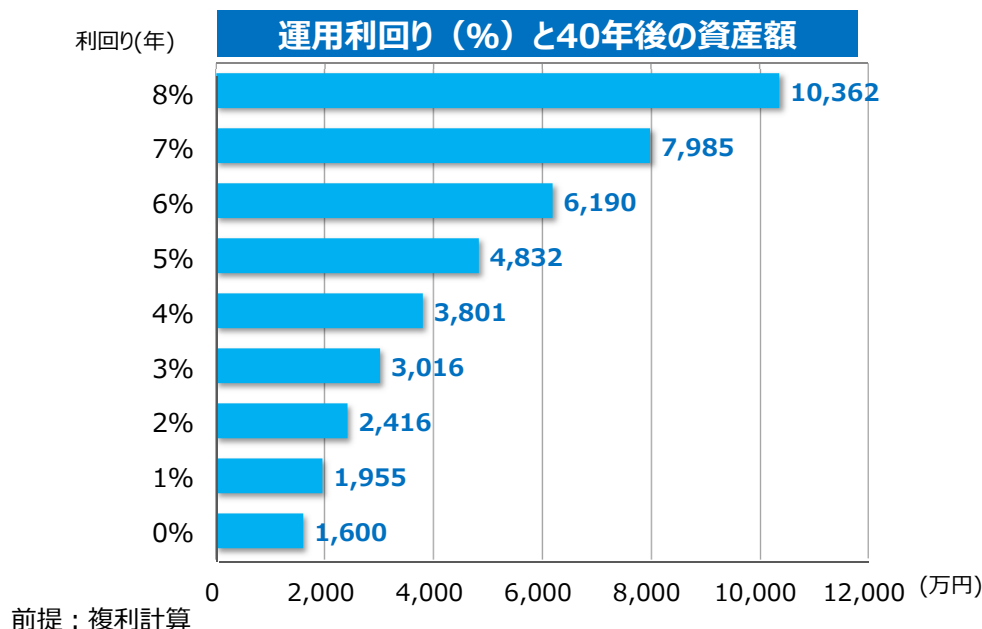
### 3.「貯める・増やす」～資産形成



#### 3-13. 「老後に向けた資産形成」は大変？

- 40年間、積み立てた場合（25歳⇒65歳）

— 毎年40万円、非課税で積み立てれば、40年後には…



39

### 3.「貯める・増やす」～資産形成



#### 3-14. つみたてNISAとiDeCo

	つみたてNISA (つみたて型の少額投資非課税制度)	iDeCo *1 (個人型確定拠出年金)			
対象者	20歳以上の居住者	自営業者等	専業主婦(夫)等	会社員	公務員
拠出限度額 (年間)	40万円	81.6万円	27.6万円	27.6万円 *2	14.4万円
非課税期間	20年間	制限なし			
投資可能商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託で租特令・告示の要件を満たすもの	投資信託・保険商品・預貯金など			
払出し制限	なし	原則60歳まで引き出し不可			
税制上の メリット	運用益が非課税	掛金が全額所得控除 運用益が非課税 受給時の退職所得控除等			

\*1 : 平成29年1月より、企業年金のある企業にお勤めの方や専業主婦なども加入対象となり、基本的に20歳以上60歳未満の全ての方が加入できるようになった。

\*2 : 企業年金のある企業のうち、企業型確定拠出年金のみを実施している場合は24万円、確定給付型年金を実施している場合は14.4万円となる。

## 4 「備える」～ 社会保険制度と民間保険

41

### 4. 「備える」～社会保険制度と民間保険



#### 4-1. 社会保険制度と自助努力

- (1) 人生には様々なリスクがあります。**社会保険制度**の対象となっているリスクには、まず制度を利用します。

(例) 公的年金、健康保険（高額療養費を含む）、雇用保険、介護保険、労災保険などの制度

- (2) 社会保険制度でカバーされない部分について**資産を形成**したり、**民間保険**を利用することを、自ら検討する必要があります。

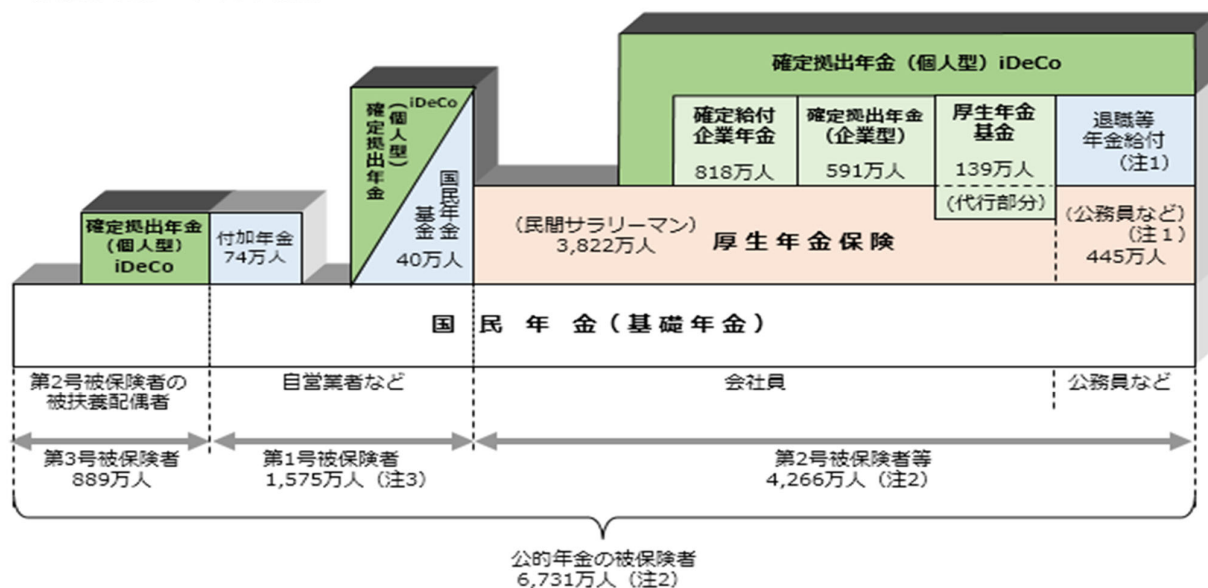
## 4. 「備える」 ～社会保険制度と民間保険



### 4-2. 年金の種類

(数値は平成29年3月末現在)

※ 確定拠出年金(個人型) iDeCo 合計43万人



出典：企業年金連合会ホームページ ([http://www.pfa.or.jp/nenkin/nenkin\\_tsusan/nenkin\\_tsusan01.html](http://www.pfa.or.jp/nenkin/nenkin_tsusan/nenkin_tsusan01.html))

- 日本の公的年金は皆年金制度であり、20歳以上60歳未満のすべての国民が国民年金に加入するとともに、サラリーマン等は厚生年金に加入しています。
- さらに上乗せ年金として、企業が行う企業年金や個人単位で行うiDeCo(個人型確定拠出年金)、国民年金基金があります。

43

## 4. 「備える」 ～社会保険制度と民間保険

### 4-3. 大学生と国民年金(基礎年金)

- 20歳になったときから、国民年金保険料の納付は義務です。納付しないと、**老齢年金の金額**に影響がでます(注)。

(注) 老齢年金を受給するためには、国民年金に原則として10年(120か月)以上加入する必要があります。納付していない月は、この加入期間に算入されません。後述する猶予申請が認められれば加入期間に算入されますが、納付額がないので年金額には反映されません。なお、追納が認められれば年金額に反映されます。

- 年金は、**老齢年金**に注目が集まりがちですが、**障害年金**や**遺族年金**もあり、社会の安定に役立っています。たとえば、学生である間に交通事故で重い障害を負った場合も、**障害年金**が支給されます。

- 学生には「**学生納付特例制度**」があります。所得が一定額以下なら、保険料の納付を猶予(先送り)してもらえます。ただし、申請する必要があります(市区町村役場の国民年金窓口に申請します)。

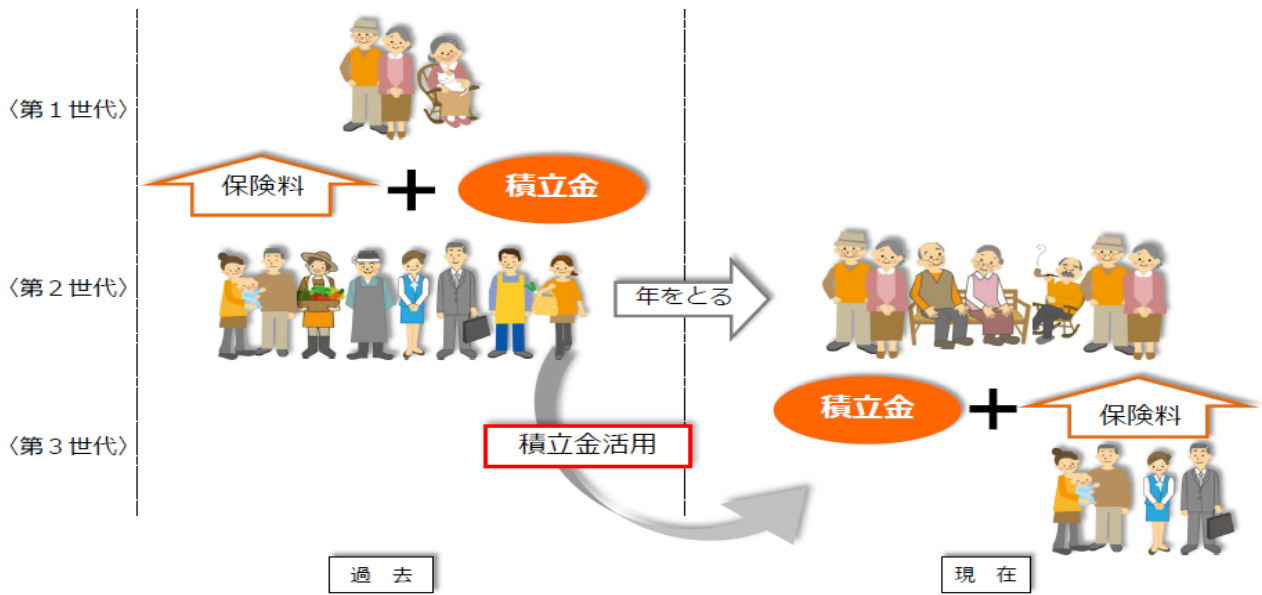
―― 納付猶予を申請してさえいれば、猶予期間中に障害を負っても、**障害年金**が受給できます。



## 4. 「備える」 ～社会保険制度と民間保険



### 4-4. 年金の基本的な仕組み：賦課方式



出典：厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/01/01-02.html>)

- 現行の公的年金制度は、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み（＝賦課方式）を基本としています。
- その上で、経済の変動などにより、年金給付の支給に支障が生じないように、過去に積み立てた積立金を活用しつつ運営しています。

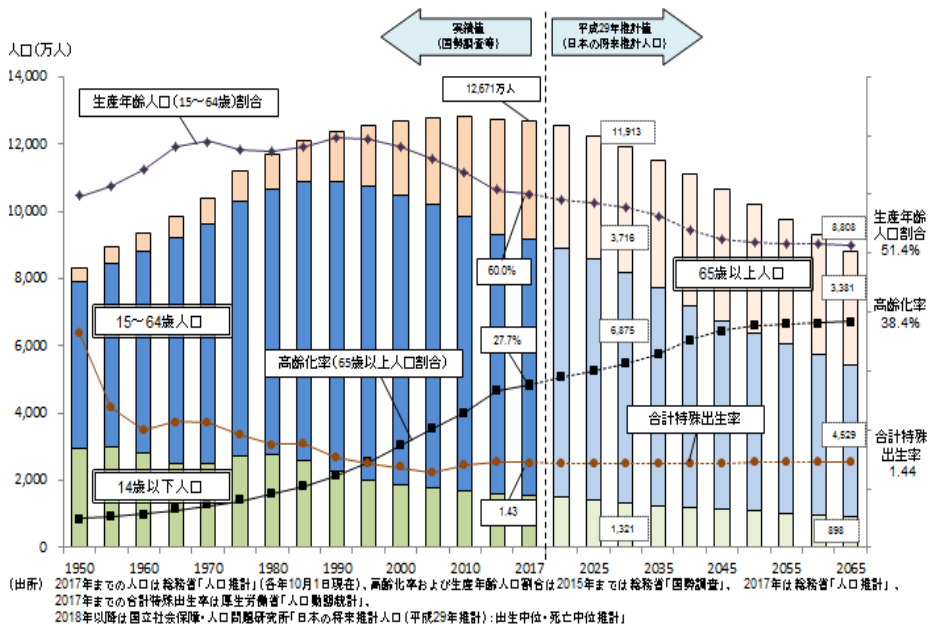
## 4. 「備える」 ～社会保険制度と民間保険



### 4-5. 少子高齢化

少子高齢化が進展すると、将来はどうなる？

—— 日本は世界最速で少子高齢化が進んでいると言われている。





### 4-6. 民間保険の役割

#### 人生におけるリスクの例

- 1 幼い子供を残して病死…
- 2 自動車で、または自転車で人をはねて、数億円の賠償責任を負った…
- 3 隣家の火事のもらい火で自宅が焼失…
- 4 地震で家が壊れたが、地震保険に入っていなかった

- ・ 世の中には、「発生する確率は低いが、もし自分の身に降りかかると、重大な損失をもたらすリスク」がいくつかあります。事故や災害が起きた時に、十分なお金が貯まっているとは限りません。
- ・ 社会保険だけではカバーできない部分が検討対象になります。

47



### 4-7. 民間保険の役割

#### 保険の本質

- 1 普段から、皆で少しずつお金を出し合っ、リスクに備える（保険料）。
- 2 実際にリスクが発生したら、被害に遭ってしまった人に支払う（保険金）。
- 3 こうすることで、「発生したら重大な損失となるリスク」を、「日頃の少額の保険料支払」に変換できます。
- 4 この、「**リスクの変換**」こそが、保険の本質です。

## 4. 「備える」 ～社会保険制度と民間保険

### 4-8. 民間保険の役割



#### 死亡

死亡した場合の遺族の生活資金や本人の葬儀費用などに備える

- ・ 定期保険
- ・ 終身保険
- ・ 定期付終身保険



#### 病気・ケガ

病気・ケガによる入院費や治療費、働けなくなった場合の生活資金に備える

- ・ 医療保険
- ・ 傷害保険
- ・ 生活障害（就業不能）保障保険



#### 事故 (損害賠償責任)

自動車事故やレジャー中の事故などで、他人の財産などに損害を与えた場合の法律上の損害賠償責任に備える

- ・ 自動車保険（自賠責・任意）
- ・ 個人賠償責任保険
- ・ 海外旅行保険



#### 老後 (長生き)

老後に必要となる生活資金に備える

- ・ 個人年金保険



#### 介護

寝たきりや認知症になった場合の介護費用に備える

- ・ 介護費用保険



#### 火災・自然災害

住宅の火災や地震・津波などの自然災害による損害に備える

- ・ 火災保険（建物・家財）
- ・ 地震保険（建物・家財）

生命保険（第一分野）

傷害疾病保険（第三分野）

損害保険（第二分野）

49

## 4. 「備える」 ～社会保険制度と民間保険

### 4-9. 地震保険

- (1) 地震保険は、**地震、噴火、津波**を原因とする火災・損壊・流失などによる損害を補償する保険です。
- (2) これらの損害は、**火災保険単独では補償されません！**地震保険への加入が必要です。
- (3) 地震保険は、火災保険に**付帯**して契約する必要。単独では加入できません（少額短期保険を除く）。
- (4) 保険金額は、火災保険の保険金額の30～50%。上限は建物5,000万円、家財1,000万円。

## 5 「借りる」

51

### 5.「借りる」



#### 5-1. ポイント

- (1) お金を「借りる」とは、**将来の収入の先取り**です。
- (2) 住宅のような高額の場合は、一般的に貯めてから購入することが困難なので、多くの人が**住宅ローン**を利用します。
- (3) お金を「借りる」と一般的に**利子**が発生します。
- (4) 消費者ローンやカードローンなどローンを利用する際は借りに過ぎに注意が必要です。
- (5) クレジットカードも、分割払いやリボ払いでは手数料（実質的には金利）が発生します。



## 5-2. 住宅ローン

## (1) 固定金利方式 or 変動金利方式

- ✓ 一般に、ある一時点をとると、変動金利方式の方が固定金利方式よりも金利は低い。
- ✓ 変動金利方式の場合、市場金利にあわせて、途中で金利が 上がったり下がったりする。

## (2) 元金均等払い方式 or 元利均等払い方式

- ✓ 元利均等払いの場合、最初のうちは利子を中心に返すことになり、元本はあまり減らない。
- ✓ 元金均等払いの場合、最初のうちは返済負担が重い。

## (3) 頭金をどれだけ用意できるか。

## (4) 毎年の返済負担を手取年収の何%までに止めるべきか。

## (5) 住宅を売ってもローンが残ることもあります。

53

## 5-3. クレジットカード

## (1) クレジットカードを使うことは、お金を借りることです。

## (2) 使い方は、クレジットとキャッシングに大別されます。

- ✓ クレジットとは、物やサービスを買うためにカードでお金を借りること。1 回払い(一括払い)、2回払い、・・・6回払い、・・・12回払い、・・・36回払い、リボ払い、などがあります。
- ✓ キャッシングとは、クレジットカードを使いお金を引出す(借りる)こと。

## (3) 手数料(金利)を知りましょう。(手数料の一般的な例は以下の通り)

1~2回	6~15回	18~36回	リボ払い	キャッシング
なし	11~15%	12~15%	12~15%	15~18%

## (4) リボ払いは、いくら使っても毎月の返済額が一定であったりしますが、借入額がなかなか減らず、支払う金利が大きくなりがちです。

## (5) 自分のルールを定めましょう。

—例：「1 回払いだけにする」(ポイントを貯めるために使う)

29

54



## 5.「借りる」

### 5-4. お金を借りる

(1) 借りる前に返済のイメージを持ちましょう！  
(毎月の返済額や返済期間を確認する)

(2) 金利に注意しましょう！

(注) 利息制限法で金利の上限が定められています。たとえば10万円以上100万円未満を借りるときの金利の上限は年**18%**です。これを超える金利は違法です。

**Q** 例えば、金利17%で20万円を借りて、毎月5,000円ずつ返済するとします。この場合、返済には何年かかり、総額いくら返すことになると思いますか？

**A** 返済には5年（60ヵ月）かかります。返済総額は約29万円になります。

👉 複数の金融機関を比較・検討しましょう！

## 5.「借りる」

### 5-5. 奨学金利用時のポイント

**Point 1**

日本学生支援機構の奨学金を、大学生の約2.7人に1人が利用。

**Point 2**

同機構の奨学金には、給付型と貸与型（無利子、有利子）がある。

**Point 3**

貸与型奨学金が中心：借り入れているのは大学生本人

**Point 4**

有利子（第二種）の場合、返還利率の上限は3%であり、利率固定方式が0.27%（平成30年3月貸与終了者）、利率見直し方式が0.01%（概ね5年ごとに見直される）

**Point 5**

卒業後（就職後ではない）、7か月目から返還が始まる。

**Point 6**

3か月以上の延滞（延滞利息：5%）は、個人信用情報機関に登録される。⇒その後、クレジットカード、ローンの利用が困難に。

**Point 7**

経済的に困窮したら、減額返還や返還期限猶予の申請も選択肢。

第二種借入額	月3万円で4年間	月5万円で4年間
借入総額	144万円	240万円
返還総額	147万7,412円	245万2,285円
返還期間	13年間	15年間
毎月の返還額	9,406円	13,623円

今、毎月の収支に余裕はありますか。不要な奨学金部分は借入額を途中減額（例：月5万円 → 3万円）しておくと、社会人になってから毎月の返還額が減って、生活に余裕ができます。

## 6 最近のトピックス

57

### 6-1. Fin Tech

#### 6-1. デジタイゼーションの進展 ①

生活面であらゆるモノ・コトがデジタル情報化する  
「デジタイゼーション」が進展

- (1) ITを活用し、eコマース等と金融を組み合わせた新たなサービスが登場
- (2) 情報の利活用が急激に進み、ビジネスが革新的に変化
- (3) FinTech（フィンテック）等の技術革新が急速に進化

自らの個人情報等が金融を含む商品・サービスの勧誘にどのように  
利活用されるかといった情報・金融リテラシーの向上が不可欠

31  
58



### 6-1. デジタイゼーションの進展 ②

#### FinTech について

- (1) FinTech (フィンテック) とは、金融 (Finance/ファイナンス) と技術 (Technology/テクノロジー) を組み合わせた造語です。

---

- (2) AI (Artificial Intelligence/人工知能)、ビッグデータ、IoT(Internet of Things)、ブロックチェーンといった先端技術を使い、スマートフォンやタブレットを通して、これまでにない革新的な金融サービスが生み出されています。

---

- (3) FinTechの進展により「お金」のかたち、「お金」の流れ、そして、金融を担うプレイヤーが変わり始めています。

---

59



### 6-1. デジタイゼーションの進展 ③

#### 主な FinTechサービス

- (1) **決済サービス**  
スマホ・Web決済・送金

---

- (2) **融資サービス**  
P2P(個人間)レンディング、ソーシャルレンディング

---

- (3) **クラウド・ファンディング**

---

- (4) **投資・運用サービス**  
ロボアドバイザー

---

- (5) **家計管理サービス (PFM)**

---

- (6) **仮想通貨**  
ブロックチェーン技術

---






## 6-1. Fin Tech



### 6-1. デジタライゼーションの進展 ④

**仮想通貨** ・仮想通貨の価格は大きく変動し、一般的にリスクが大きい。

#### 仮想通貨（ビットコイン）の価格変動



- ・ 仮想通貨は、その長所（低コストでの海外送金など）に沿った価格形成が確立せず、主に値上がり期待の強弱で価格が大きく動いています。
- ・ つまり長期的な価格形成が見通せず、最後は「ゼロサムゲーム」になるリスクもあります。気を付けましょう。

61

## 6-2. SDGs



### 6-2. SDGs (Sustainable Development Goals) を目指す①

#### SDGsとは

- (1) 国連サミットで採択された国際目標で、貧困や飢餓、保健、教育、ジェンダー、環境、生産、雇用など、幅広く17のゴール・169のターゲットを設け、「持続可能な世界を実現する」ことを目指しています。

- (2) 例えば、日々の生活で私たちがどのような商品を選ぶのか。投資する際にどの会社に分身の資金を投下するのか。環境保全や貧困対策などに熱心な企業とその商品を選自分自身で選択することで、私たちも社会をよりよくすることに貢献できます。



33

62

## 6-2.SDGs

### 6-2. SDG s (Sustainable Development Goals) を目指す②

#### SDG s と金融経済教育



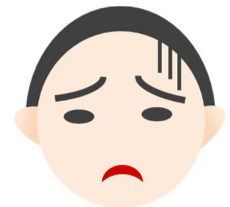
～“誰一人取り残さない”～

- (1) 金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくことです。
- (2) 現代社会では誰もが金融との関わりを持つことが避けられず、また、人生100年時代を見据えた人生設計が求められる中で、計画的な貯蓄と投資を通じた安定的な資産形成につながるよう、適切な金融経済教育を行うことは、SDGsのうち、質の高い教育の提供を中心に、貧困を終わらせるという目標の達成にも寄与できます。

63

## 6-3.多重債務

### 6-3. 多重債務に注意



- (1) 複数の業者からとても返し切れないような借金を背負ってしまうことがあります（多重債務問題）。
- (2) 浪費・遊興費、ギャンブルなどのために、軽い気持ちで高金利の借金をすると、借金はすぐ膨らみます。(※)
- (3) 収入の範囲内で生活すること、高金利の借金を避けることが、多重債務に陥らないために重要です。
- (4) 「自分だけは大丈夫」と思っている、不意なことで、誰でも多重債務に陥る可能性があります。借金返済のための借金は絶対にしてはいけません。
- (5) 多重債務に陥ってしまったら、まずは多重債務相談窓口(日本弁護士連合会等)に相談しましょう。ひとりで悩んでいる間にも借金は膨らんでいきます。

(※) カジノを含む統合型リゾート（IR）実施法案が2018年7月に成立。IRの施設数は当面全国3カ所までとすることとなったが、ギャンブル依存症対策、およびそれに伴う多重債務対策が課題となっている。

## 6-4. 未成年者、成年年齢の引き下げ

### 6-4. 未成年者、成年年齢の引き下げ

- (1) 大学生は、未成年者と成年者に分かれています。
- (2) 未成年者が契約をするときは、親権者などの同意を得なければなりません。同意を得ずに契約した場合、取り消すことができます（未成年者取消権）。
- (3) 成年になると、自分ひとりで契約ができるようになります。一方で、未成年者取消権という強力な権利（未成年であるだけで取り消せる）がなくなります。契約は、慎重に検討したうえで、行いましょう。
- (4) 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることが決まり、2022年4月から実施されます。

65

## 7 金融と経済

35

66

## 7.金融と経済



### 7-1. ポイント

「金融」とは、

- (1) 「お金の流れ」のことです。
- (2) お金の余っているところからお金の足りないところへ「お金を融通する」ことです。
- (3) 銀行などの金融機関や、金融市場が、「お金の橋渡しをする」こととも言えます。

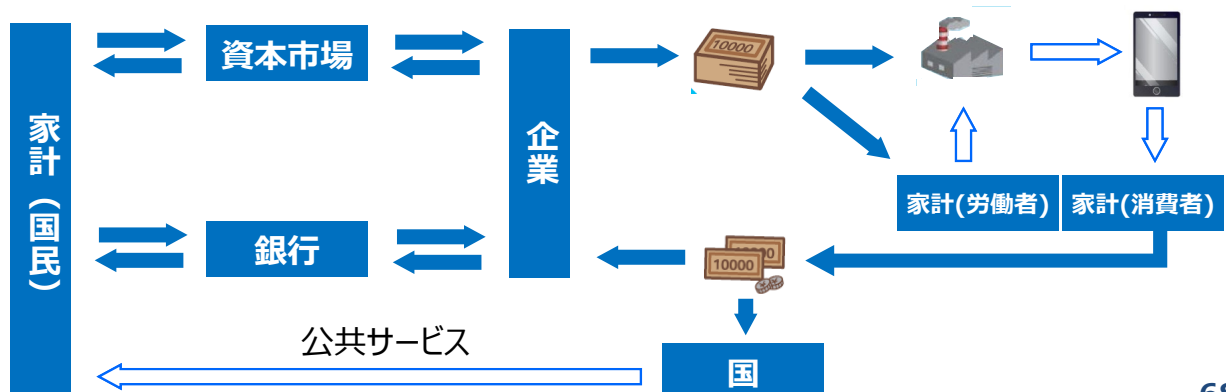
67

## 7.金融と経済



### 7-2. 経済と金融

- (1) 企業活動を始め（起業）、継続・拡大するには、元手となるお金が必要
- (2) 株式の発行、融資（＝借入れ）、債券発行
- (3) 企業活動と経済成長と株式価値
- (4) 企業活動と税金
- (5) 税金と公共サービス

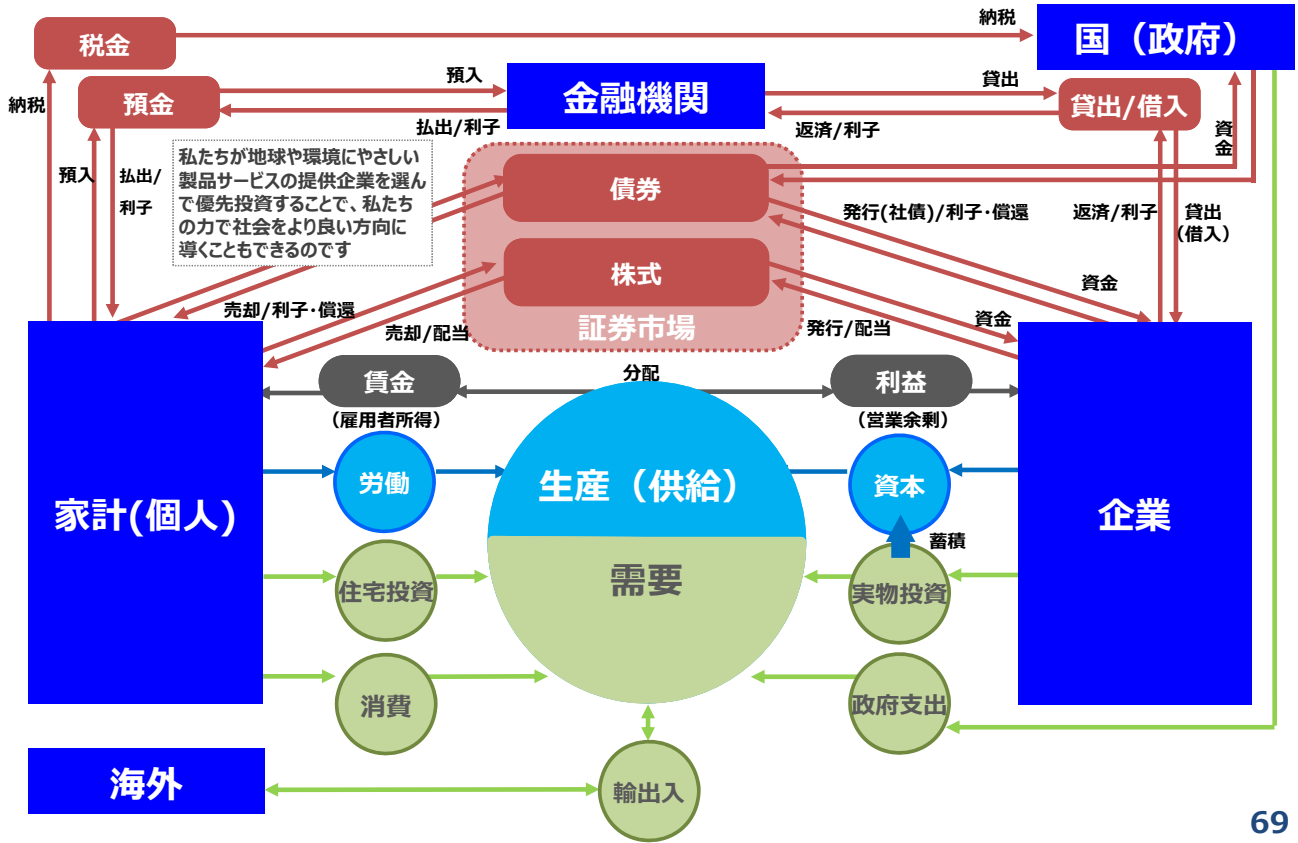


36

68

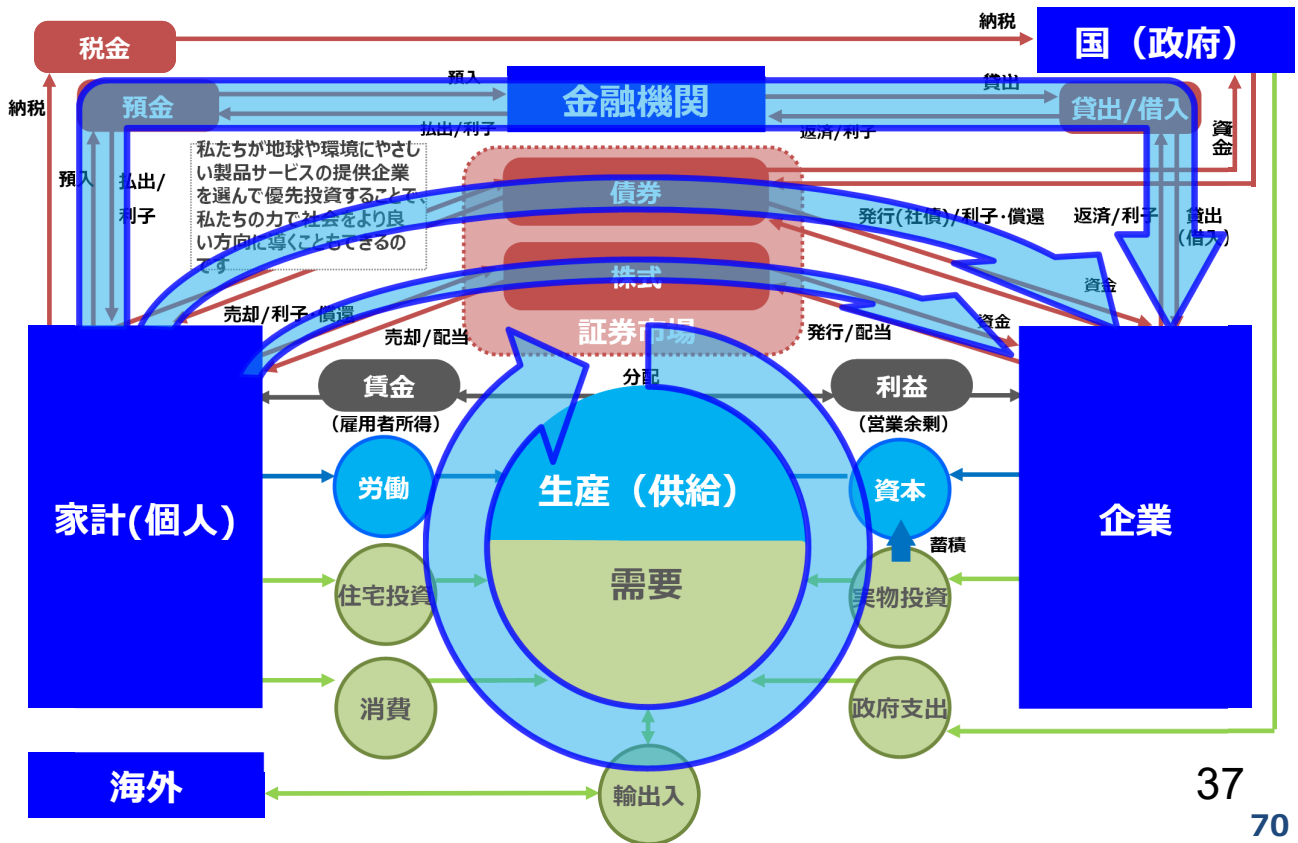
# 7.金融と経済

## 7-3. 経済の仕組みとは



# 7.金融と経済

## 7-3. 経済の仕組みとは





## 7-4. 景気と賃金・物価・金利との関係

	景気が良い	景気が悪い
賃金	( ) 企業の〔 〕 が増えるから	( ) 企業の〔 〕 が減るから
物価	( ) 家計の消費が 〔 〕から	( ) 家計の消費が 〔 〕から
金利	( ) 銀行からお金を借りたい 企業が〔 〕から	( ) 銀行からお金を借りたい 企業が〔 〕から

71

## 7-5. インフレとデフレ

## (1) インフレ (インフレーション/ inflation)

物価

インフレ状態：世の中の物価が恒常的に上がり続けている状態

## (2) デフレ (デフレーション/ deflation)

物価

デフレ状態：世の中の物価が恒常的に下がり続けている状態

## 8 金融トラブル

73

### 8.金融トラブル



#### 8-1. トラブルを避けるには

##### 鉄則は3つ！

(1) **おいしい話には気をつける**

「ローリスク・ハイリターン」はあり得ない＝「おいしい話」は存在しない。

(2) **向こうから近寄ってきてもはっきり断る**

「今だけ」「あなただけ」には要注意。遠慮は無用。「いりません」とはっきり言いましょう。

(3) **万が一トラブルに遭っても、決して諦めない**

ひとりで悩まず、早めに適切な相手に相談することで道が開ける。

##### 若者がトラブルに遭いやすい場面：どのようなトラブルがあり得る？

友だちづきあい、SNS	ネット、スマホ	不当な契約	フリーローン、消費者金融
マルチ商法 デート商法 紹介販売	有料コンテンツ 通販トラブル アフィリエイト詐欺	勧誘され安易に 申し込んでしまった後の 解約トラブル	安易な借りに よる多重債務

39  
74



### 8-2. トラブルに遭ってしまったら

#### 悪質な業者との契約の取り消し・無効

- (1) 未成年者による法律行為  
→ **民法**（親などの同意がない等の法律行為の取り消し）
- (2) 不当な契約条項、不当な勧誘による契約  
→ **消費者契約法**（条項無効、契約取り消し）
- (3) 訪問販売、訪問購入、電話勧誘、エステ、語学教室、マルチ商法、内職・モニター商法  
→ **特定商取引法**（クーリング・オフ制度による解約など）  
→ 通信販売（ネット通販含む）はこの法律によるクーリング・オフの対象外！  
但し、事業者は返品の内容等を表示する要。表示がない場合、8日間は返品が可能（送料は購入者負担）。  
※ いずれも期限・時効があるので、早めに相談窓口で対処法を相談しよう。

#### 消費トラブル等に関する相談窓口

- (1) **まずは188番に電話**  
→ 消費者ホットラインが、消費生活センターの相談窓口を案内
- (2) 金融サービスについては、金融庁や業界団体等が相談窓口を設置

75

## 9 最後に



## 9.最後に

### 9-1. 最後に

未来のために、金融リテラシーを身につけることは、  
自分の夢の実現をサポートしてくれるでしょう。

77

## 9.最後に

### 9-2. 補足



#### ビデオクリップ教材

・主として若い世代向けのビデオクリップ教材

#### 「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」

##### 資産形成の重要性 (再生時間 3分5秒)



##### 長期・積立・分散投資 (再生時間 3分56秒)



##### 非課税制度の内容・比較 (再生時間 4分12秒)



※ 金融庁NISA特設ウェブサイトにて閲覧・ダウンロード可  
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>

NISA 特設サイト





9-3. もっと調べたいときは…

- ・ 各団体のおすすめサイトをリストアップ予定

ありがとうございました。

## 金融経済教育を巡る最近の活動・話題

### 1. 学習指導要領改訂を踏まえた教科書会社向け説明会について

- ・ 本年3月に高等学校新学習指導要領の公示、同7月には同解説の公示が行われており、学校における金融経済教育の一層の普及を推し進める観点から、関係団体等が金融経済の実務知識等に根差した適切な情報や資料を教科書会社に対して提供するニーズは高まっている。
- ・ このため、昨年11月に金融庁が実施した中学校新学習指導要領改訂を踏まえた教科書会社向け説明会（文部科学省も参加）を大幅に拡充し、来年1月を目途に、金融庁が主催し、事務局（金融広報中央委員会）ほか多くの関係団体等が参加する合同方式で、高等学校新学習指導要領改訂を踏まえた教科書会社向け説明会を開催する予定（文部科学省にも参加を依頼）。

### 2. 関係団体傘下個別会社による金融経済教育実施状況の把握について

- ・ 昨年に引き続き、全国銀行協会および日本証券業協会では、2017年度における参加個別会社による金融経済教育実施状況の調査を実施済み。
- ・ これに加えて、今年から損害保険協会が同様の調査を実施したほか、投資信託協会も現在調査を実施中。
- ・ これらの2017年度結果については、次回（来年6月）の推進会議において、関係団体等の実績（2018年度分）とあわせてご報告の予定。

### 3. 大学連携講座の2019年度対応について

- ・ 従来開講している、関係団体等によるオムニバス形式の大学金融リテラシー講座（「連携講座」）については、2019年度も引き続き継続する方針。
- ・ フル連携型（原則15コマ）については、2018年度と同様、10大学程度で開講を想定（1大学で新規開講の予定）。
- ・ これに加えて、いわゆるミニ連携型の講義も複数開講する見込み。

### 4. 大学における金融リテラシー教育の裾野拡大の試みについて

- ・ 従前からご報告の通り、事務局では、「大学における金融リテラシー教育の裾野拡大の試み」として、「1コマ型の金融リテラシー講座」の新規開設を準備中。
- ・ いわゆる「需要面」の開拓（こうした1コマの金融リテラシー講座を既存シラバス内に受け入れてくれる大学の発掘）については、この間複数の国立大学との予備的な接触を通じ、その方法論について一定の目途が立ちつつある。
- ・ 「内容面」については、コアコンテンツを適宜活用しつつ、今後とも準備を進めていく予定。
- ・ 残された課題は「供給面」の確保。具体的には、大都市のみならず地方も含めた全国各地において適切な講師人材を発掘し、各地の大学に対しいつでも派遣できる体制の整備。
- ・ 本件については、単に講義内容を一通り説明できる人材というだけでは不十分であり、幅広い分野で大学生との質疑応答に耐えうる人材の確保が望ましいこと、大学側のカリキュラムに応じて平日日中でも講義の提供が柔軟に可能な人材を確保する必要があること、例えば金融広報中央委員会が派遣する場合であれば「金融広報アドバイザー」に任命し、派遣費用の予算も確保する必

要もあるなど、実現に向けて越えるべき課題がいくつか存在する。

- ・ 今後は、まずテスト地域を選定して人材発掘プロセスを試行し、知見を集めていく予定（日本 FP 協会およびファイナンシャル・プランニング技能士センターから一定のご協力を得る方向で協議中のほか、それ以外のチャンネルも今後検討）。そのうえで、方法論の確立を目指したい。
- ・ 本プロジェクトの全国規模での展開は供給面の課題をまず克服してからとなる。来年度から「1コマ型金融リテラシー講義」は試行を開始するが、当面は5～6大学程度となる予定（とりあえず、金融広報中央委員会の職員を講師として直接派遣）。

## 5 . その他の動き

- ・ 前回会合からの6か月間における各団体の活動一覧については、別紙2を参照。

以 上



## 金融経済教育推進にかかる取組事項の実施状況（2018年6月以降）

	テーマ、実施主体	取組み状況（2018年6月～）	備考
<b>1. 学校向け金融経済教育の充実</b>	<p>学習指導要領改訂に向けた働きかけ</p> <p>金融庁、全国銀行協会、日本証券業協会、日本損害保険協会、（生命保険協会）、金融広報中央委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書における金融経済教育の記載の充実を図る観点から、2018年3月および7月に実施された高校学習指導要領及び同解説の改訂について、関係省庁及び関係団体が連携した教科書会社向け説明会を2019年1～2月に開催予定。【金融庁、全国銀行協会、日本証券業協会、日本損害保険協会、信託協会、金融広報中央委員会】</li> <li>・高等学校の次期学習指導要領等を踏まえ、「金融経済教育を推進する研究会」の協力を得て、教科書会社等に対し教科書編纂の参考となる情報を作成。【日本証券業協会】</li> <li>・2018年9月～10月、高等学校向け学習指導要領の改訂を踏まえ、高校の公民科・家庭科の教科書を発行する教科書会社を訪問の上、教科書編纂の参考となる情報提供を実施。【生命保険協会】</li> </ul>	
	<p>学校における講座の推進（今回より追加）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）～」(本年9月公表)に基づき、金融庁・財務局職員が行う出張授業を抜本的に拡充。そのため、学校に出向いて授業を行うことを希望する金融庁職員を募集したところ、90名の応募が寄せられた。現在、これらの職員を順次派遣中。【金融庁】</li> </ul>	
<b>2. 大学向け金融経済教育の充実</b>	<p>大学における連携講座等の推進</p> <p>金融広報中央委員会</p> <p>【協力団体】金融庁、消費者庁、全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協、日本FP協会、日本取引所グループ、信託協会、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1. に記載の通り、大学に対しても出張授業を抜本的に拡充。【金融庁】</li> <li>・2018年度上期は5大学において連携講座、2大学においてミニ連携講座を開催済。2018年度下期は5大学において連携講座、3大学においてミニ連携講座を開催中。2019年度は、10大学において連携講座、6大学程度においてミニ連携講座を開催予定。【推進会議参加各団体】</li> <li>・各団体独自の取組みは以下のとおり。</li> </ul> <p>2018年度は6月から12月までの間、99大学176講座で「金融リテラシー出前講座」を実施（うち新規案件は29大学）。【日本証券業協会】</p>	

	テーマ、実施主体	取組み状況（2018年6月～）	備考
		<p>2018年度13大学で連続講座の実施予定。上期は北海道大学、上智大学、日本大学、一橋大学、香川大学、広島大学、琉球大学7大学で実施。下期は、東北大学、埼玉大学、金沢大学、名古屋大学、大阪大学、九州大学で実施中。【日本損害保険協会】</p> <p>2018年度上期に埼玉大学、甲南大学で、下期は亜細亜大学でファイナンシャル・プランニングを学ぶ寄附講座を開講。【日本FP協会】</p> <p>2018年度、春学期に上智大学で連続講座「現代の証券市場と上場会社」、秋学期に横浜国立大学で連続講座「ファイナンシャル・ストラクチャー」、慶應義塾大学で寄附講座「現代の証券市場」を開講。個別の大学では、明治大学、青山学院大学、横浜市立大学、北海道大学等、2018年6月～11月の期間に、46大学のべ4,024名を対象に出前授業を実施（継続中）。【日本取引所グループ】</p> <p>2018年4～12月末において、10大学で「信託の仕組み」等をテーマに実施。また、2018年8月に大学等に講師派遣およびHP（特設サイト「イチから学ぶ信託」、信託を解説する各種動画コンテンツを含む）のチラシを送付し、活用を呼びかけ。【信託協会】</p> <p>1コマ型の金融リテラシー出前講座のテスト開講を2018年度中に5大学で実施予定。【金融広報中央委員会】</p>	
<p><b>3. 社会人向け金融経済教育の充実</b></p>	<p>確定拠出年金の投資教育の充実（継続研修の実施、内容の充実）</p> <p>運営管理機関連絡協議会 【協力団体】金融庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年5月から継続投資教育が努力義務化され、確定拠出年金における事業主の業務報告書上にも「継続投資教育」の実施状況を報告する改定がなされている。これを受け、運営管理機関としては、継続教育の重要性を事業主に対して説明するとともに、運営管理機関各社は従来型の対面セミナーのみならず、EラーニングやDVDの活用等、効果的なコンテンツの提供を継続して実施中。【運営管理機関連絡協議会】</li> <li>・主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」について、大学での講義や各種セミナーでの積極的な活用を行うと同時に、関係団体に対し、職場つみたてNISAや企業型DC・iDeCoの投資教育セミナー等、様々な場面での活用を要請。【金融庁】</li> </ul>	
	<p>業界団体や各金融機関等によるセミナーの実施</p> <p>全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会 生命保険文化センター、日本損害保険協会 日本FP協会、日本取引所グループ、信託協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年11月に全国の中学・高校・大学・教育委員会・教育センター・消費生活センター等にDMを送付し、講師派遣や教材の活用を呼び掛け（2018年度は11月末までに講師派遣162件実施、うち20件が一般消費者（社会人）対象）。【全国銀行協会】</li> <li>・外部人材である金融・証券インストラクター等を活用し、社会人向けセミナー（107回）・講師派遣（240回）を継続して実施。そのうち21回は地方公共団体の職員に向けたライフプラン・資産形成セミナーを証券会社と共同で実施。【日本証券業協会】</li> </ul>	



	テーマ、実施主体	取組み状況（2018年6月～）	備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018年、地方フォーラムを6回（1月：熊本、2月：神戸、6月：富山・松江、7月：仙台、9月：福井） 初心者を対象とした「はじめて投資信託セミナー」を1回（8月） 現役層の女性を主な対象としたセミナーを2回（10月：福岡、12月：東京） 日本取引所グループと共催でJ-REITセミナー（9月）及び「長期・積立・分散 投資の効用」についてのセミナー（12月） 消費生活センター、労働組合、大学等からの講師派遣の依頼による投資信託、確定拠出年金等の講座を実施（2018年は17回）【投資信託協会】</li> <li>・ 社会人向けとして、消費生活センター等行政からの依頼による消費者向け講座、企業・官公庁からの依頼による従業員・職員向けの講座、への講師派遣を継続。【生命保険文化センター】</li> <li>・ 全国の中学・高校等にDMを2回送付し、講師派遣を呼び掛けた。また、2018年度は講師派遣を388回実施した、そのうち65回が一般消費者（社会人）を対象としたもの（2018年10月末現在）。【日本損害保険協会】</li> <li>・ 生活者を対象としたワークショップ型ライフプランセミナーを2018年7月～9月にかけて10都市で実施。【日本FP協会】</li> <li>・ 2018年6～12月（予定） 上場会社の役職員向けや地方銀行との共催による「資産形成」に係るセミナー「出張マネ部!」63回（受講者2,346名） ETF関連セミナー35回（受講者4,120名）を実施（継続中）。【日本取引所グループ】</li> <li>・ 2018年4～12月末において、社会福祉協議会、消費者センター等へ講師派遣を7回実施。また、2018年8月に消費者センター等に講師派遣およびHP（特設サイト「イチから学ぶ信託」、信託を解説する各種動画コンテンツを含む）のチラシを送付し、活用を呼びかけ。【信託協会】</li> <li>・ 2018年11月に大分、2019年1月に山梨で「金融教育フェスタ」における「先生のための金融教育セミナー」（教員対象）を開催する他、都道府県金融広報委員会による教員セミナー開催を多数サポート。【金融広報中央委員会】</li> </ul>	
	<p>典型的な詐欺被害に関する注意喚起</p> <p>金融庁、【協力団体】全ての関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品や仮想通貨にかかる詐欺被害を予防する観点から、詐欺の手口やよくあるトラブル、及びそれらへの対応をわかりやすく記載した「基礎から学べる金融ガイド」や、仮想通貨に関する利用者向けリーフレット等を配布・ウェブサイトに掲載。【金融庁】</li> <li>・ 特殊詐欺等の金融犯罪の防止啓発をテーマとした出張講座を実施（2018年度は11月末までに16件実施）。【全国銀行協会】</li> <li>・ 埼玉県立進修館高等学校に「振り込め詐欺等防止啓発活動実施校」を委嘱。生徒自身が地元地域</li> </ul>	

	テーマ、実施主体	取組み状況（2018年6月～）	備考
		<p>で実践できる「振り込め詐欺等防止啓発活動」（啓発グッズの制作・配布、各種イベントへの参加等）に取り組んだ。【全国銀行協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーにおいて、金融商品にかかる詐欺被害防止に関するチラシを配布するとともに、各都道府県警察や各地の銀行協会等の協力を得て、全都道府県で詐欺被害防止キャンペーンを実施。【日本証券業協会】</li> <li>・自然災害後等に、住宅修理（リフォーム）に関して、「保険金が使えらる」と言って勧誘する修理業者（特定修理業者）を注意喚起する内容のチラシを作成し、HP上でも周知した。【日本損害保険協会】</li> </ul>	
	<p>その他 全ての関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融コンシェルジュ」派遣を継続実施。また、専門学校生向け「修学支援アドバイザー」派遣（文部科学省、各地方自治体と連携）、生活困窮者自立支援法に基づく「家計改善支援事業」（厚生労働省所管）、「ひとり親家庭等生活向上事業」（厚生労働省所管）等を通じて中立的アドバイスの提供を継続。【日本FP協会】</li> </ul>	
<p><b>4. 教育関係者のサポート</b></p>	<p>教員向け副教材（授業で利用し易いビデオ教材等）指導資料の提供</p> <p>全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、信託協会、金融広報中央委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の中学校・高等学校等に対し、4種類の教材（「生活設計・マネープランゲーム」、「あなたと銀行のかかわり」、「はじめてのお金の時間」、「シリーズ教材お金のキホン」）を無償提供。【全国銀行協会】</li> <li>・中学校・高等学校等に対し、5種類の体験型教材等を無償提供（教員向けセミナーやメールマガジン等を活用した告知を実施）。【日本証券業協会】</li> <li>・2017年4月より提供を開始した高等学校向け「学校教育用副教材」として、50分授業セット「生活設計とリスクへの備え」（教師が自ら授業で活用することができるパワーポイント資料、生徒用ワークシート、授業展開案）、「君とみらいとライフプラン」（ライフプラン表が作成できるシール付きの生徒用ワークブック、教師用引き）を、学校現場からの要望により、全国の高等学校へ無償にて提供。【生命保険文化センター】</li> <li>・全国の中学校・高校へのDM発送や教材会社等の働きかけにより、教員が自ら授業で活用できる「身の回りのリスク」に備えるための副教材（生徒用ワークブック、教師用引き）が276回（中学193回、高校83回）活用された（2018年10月末現在）。【日本損害保険協会】</li> <li>・大幅改訂した『これであなたもひとり立ち』（生徒用教材、教師用指導書）にあわせて、同書指導用電子教材（CD-ROM）の内容を拡充した第3版の提供を2018年6月に開始。【金融広報中央委員会】</li> </ul>	

	テーマ、実施主体	取組み状況（2018年6月～）	備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生用金融教育教材について、2018年3月に全国の中学校および教育委員会等宛てに、また、2018年11月に全国の教育委員会および教育センター宛てに見本を送付し、全国の学校等からの請求に対応。【金融広報中央委員会】</li> </ul>	
	<p>社会科・公民科・家庭科教員向けセミナー・研修の実施</p> <p>全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険文化センター 日本損害保険協会、日本取引所グループ、 金融広報中央委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員研修会や勉強会に講師を派遣し、授業で活用いただける教材や実践事例の紹介、教材体験ワークショップなどを実施（2018年度は11月末までに20件実施）。【全国銀行協会】</li> <li>・「証券・経済セミナー」（東京1回）、「教員向けセミナー」（全国9回）教育関係者向け「金融・証券体験プログラム」（東京1回）を実施（教育関係者向け「金融・証券体験プログラム」については、今後、大阪、名古屋でも開催予定）。【日本証券業協会】</li> <li>・才能開発教育研究財団が実施する教員免許状更新講習のコンテンツの一つである「子どもたちに伝えたい金融リテラシー入門」の制作・提供に協力。【日本証券業協会】</li> <li>・中学校・高等学校の家庭科・社会科・公民科教師を対象に東京（8/3、81名参加）大阪（8/7、52名参加）名古屋（8/6、18名参加）にて夏季セミナーを開催。セミナーでは、「基調講演」や「学校教育用副教材」の紹介、「情報交換会」を実施（なお、東京でのセミナーは、日本損害保険協会と共催）。【生命保険文化センター】</li> <li>・2018年8月に経済広報センターと連携した「教員向け研修プログラム」に基づき、練馬区の教職員に損害保険協会のリスク副教材等について講義を行った。【日本損害保険協会】</li> <li>・2018年11月に経済広報センターと連携し、損保協会の教育プログラムについて、教員向けに説明会を実施した。【日本損害保険協会】</li> <li>・高校生向けテキストを活用した授業事例や教材の紹介などを実施する「教員向け金融経済教育セミナー」を2018年8月に仙台にて開催。2019年1月19日に大阪において同様のセミナーを開催予定。【日本FP協会】</li> <li>・教員向けセミナーを19回実施（1,216名参加）（中学校・高等学校の主に社会科教員向け。継続中）。【日本取引所グループ】</li> <li>・「先生のための金融教育セミナー」を東京にて8月に2回開催。2019年度も開催予定。【金融広報中央委員会】</li> <li>・「金融教育フェスタ」において「先生のための金融教育セミナー」を2018年11月4日（大分）に開催。また、2019年1月14日（山梨）にも開催予定。なお、2019年度の「金融教育フェスタ」（2回実施予定）においても、開催を予定。また、沖縄県にて「先生のための経済教室」を2019年1月に経済教育ネットワークと共催予定。【金融広報中央委員会】</li> </ul>	

	テーマ、実施主体	取組み状況（2018年6月～）	備考
<b>5. 関係団体等における教育の担い手の育成支援</b>	<p>金融機関で勤務経験のあるOB等の活用と人材紹介体制の強化</p> <p>全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会、日本取引所グループ、金融広報中央委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全銀協役員に加え、各地銀行協会役員も講師とする運用を継続。【全国銀行協会】</li> <li>・2018年10月に各地銀行協会役員を対象として、プレゼンスキル向上を目的とする研修会を実施。また、2019年2月には外部団体からの講話をメインとする研修会を実施予定。</li> <li>【全国銀行協会】</li> <li>・OB等を活用して、講師の担い手である「金融・証券インストラクター」を国の機関及び地方自治体、民間企業等の研修・セミナー等へ240回派遣。無料講師派遣制度の紹介・周知面では、全国524の税務署に案内DMを発送するとともに、公立学校共済組合、警察共済組合、市町村職員共済組合等57か所を訪問開拓。【日本証券業協会】</li> <li>・2018年10月より、証券会社役員を対象に小中学校向け体験型学習プログラム「チャレンジ！お菓子の株式会社」のボランティア講師の募集を開始。2019年以降、必要な研修等を経て各学校へ試験的に派遣予定（当面は需要の高い東京都内の派遣案件に限定）。【日本証券業協会】</li> <li>・損害保険会社出身のOB等の担い手のリストを整備し、2017年度91名のOB講師を全国に派遣し、活用できる体制を確立。2018年10月末現在93名のOB講師を登録。2018年度はOB講師を、全国の高校を中心に、地方自治体、一般消費者向けセミナー等へ98回派遣した（2018年10月末現在）。【日本損害保険協会】</li> </ul>	
	<p>関係団体内部研修への相互参加等による指導者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融経済教育の指導者をより効率的・効果的に育成するため、関係団体間で研修への相互参加、研修講師の相互派遣を行う。</li> </ul> <p>金融広報中央委員会 【協力団体】 全ての関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本FP協会東京支部との継続研修を東証ホールにて共催（全1回222名参加）。今後も実施予。【日本取引所グループ】</li> <li>・証券市場の役割について、SG三河ネットワーク（日本FP協会認定非営利組織）（40名参加）に対して基礎的事項を講義（出張マネ部）。【日本取引所グループ】</li> <li>・2018年10月に金融広報中央委員会の金融広報アドバイザー向け研修を聴講【信託協会】</li> <li>・2018年12月に山梨県金融広報委員会へ講師派遣を実施【信託協会】</li> </ul>	
<b>6. その他</b>	<p>効果測定の定期的な実施</p> <p>金融広報中央委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年10月以降に開催した主催セミナーの参加者に対し事後アンケートを実施し、意識変容・行動変容を調査。【日本証券業協会】</li> <li>・当協会の上期大学連携講座について、理解度に関するアンケートを3大学で実施し、効果測定結果をとりまとめた。【日本損害保険協会】</li> <li>・2018年度上期大学連携講座先3大学において「事前/事後型アンケート」を実施。【金融広報中央委員会】</li> </ul> <p>なお、第2回金融リテラシー調査を2018年度内に実施し、調査結果を2019年度に公表</p>	

	テーマ、実施主体	取組み状況（2018年6月～）	備考
		する予定。【金融広報中央委員会】	
<b>その他の項目</b>			
	<p>国民の安定的な資産形成に向けた金融・投資リテラシーの普及</p> <p>金融庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資に関心の薄い層にも資産形成を促していくため、投資を開始するきっかけが身近な場で得られる環境を整える観点から、金融庁において、セミナーの開催等、職場を通じたつみたてNISA・個人型確定拠出年金（iDeCo）の情報提供や、投資を学べる機会の確保のための取組みを実施。また、こうした取組みが他省庁、地方公共団体及び民間企業にも普及するよう、働きかけを実施。【金融庁】</li> <li>・主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」について、大学での講義や各種セミナーでの積極的な活用を行うと同時に、関係団体に対し、職場つみたてNISAや企業型DC・iDeCoのセミナー等、様々な場面での活用を要請。【金融庁】</li> <li>・財務局との共催により、2018年度に、安定的な資産形成をテーマとした「人生100年時代～人生を楽しむためのお金の話～シンポジウム」を開催（全6地域）。【金融庁】</li> <li>・関係団体の協力も得ながら、一般の個人投資家や投資未経験者と経済評論家・投資プロガー等との意見交換のための場として、「つみたてNISA Meetup」を開催。【金融庁】</li> <li>・つみたてNISAの広報を目的としたキャラクター「つみたてワニーサ」のTwitterアカウントを通じて、資産形成に係る情報を発信。【金融庁】</li> </ul>	
	成年年齢引下げを見据えた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年年齢引下げを見据えて中学生・高校生向けパンフレットを作成（2018年12月14日以降配付予定）。併せて、年度内に動画も作成・配付を予定【金融広報中央委員会】</li> </ul>	
	インターネットによる情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年8月、資産運用や証券投資を学びたい方向けのサイトをリニューアルし、「投資の時間」を公開。利便性や回遊性を意識したデザインとしつつ、基本から分かりやすく体系的に学べるコンテンツや投資初心者・未経験者が抱く疑問に答えながら証券投資の意義・魅力等を学べるコンテンツ等を掲載。【日本証券業協会】</li> <li>・2018年10月19日よりホームページ上に、投資信託の理解並びに活用の促進を目的に、ユーザーが動画を見るだけでなく、ユーザーの選択によって対話形式でストーリーが展開するインタラクティブ動画を公開した。【投資信託協会】</li> <li>・損害保険のしくみや種類、契約に関するの注意事項について学ぶ消費者向け専用ウェブサイト「そんぼのホント」について、閲覧性の向上を目的として、スマートフォンに対応したサイトに順次改定を行っている。【日本損害保険協会】</li> </ul>	

	テーマ、実施主体	取組み状況（2018年6月～）	備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年4月に学生向け教育サイト「なるほど！東証経済教室」を開設。また、NTTドコモの子会社であるドコモ gacco と連携し、資産形成に特化したeラーニング講座（いざ！資産形成）を2018年4月に開講。11月末時点で受講者数11,640名。【日本取引所グループ】</li> </ul>	

（対応終了事項）

【「報告書」記載の事項など第1回金融経済教育推進会議から取組をモニターしてきた事項】

・最低限習得すべき金融リテラシー（4分野・15項目）の内容の具体化及び年齢層別に教える事項の整理・体系化：2015年6月、「マップ」改訂版を公表。

（実施主体：金融広報中央委員会、協力団体：日本FP協会、全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、金融庁、消費者庁）

・金融広報中央委員会ウェブサイト「知るぽると」の周知：2014年6月までに金融庁ウェブサイトでのロゴ掲載・リンク、政府広報インターネットテレビ等での周知済み。

（実施主体：金融広報中央委員会、金融庁）

・「知るぽると」と関係団体ウェブサイトとの相互リンクの構築：2013年12月、「知るぽると」にリンク集を開設。関係団体側からも「知るぽると」にリンク済み。

（実施主体：金融広報中央委員会、協力団体：全ての関係団体）

・「知るぽると」の生活設計診断ツールの内容の充実：2014年3月、改訂版をカットオーバー。

（実施主体：金融広報中央委員会、協力団体：日本FP協会）

・投資信託の個別商品の比較情報の構築：2014年3月末、「投資信託お役立ちサイト」を開設。

（実施主体：日本FP協会、投資信託協会、協力団体：金融庁、金融広報中央委員会）

・予防的・中立的なアドバイスの提供体制の構築：2014年5月、金融庁金融サービス利用者相談室に事前相談（予防的ガイド）を開設。

（実施主体：全ての関係団体）

・高校生向け教材における金融経済教育についての言及：2018年6月

（実施主体：消費者庁、協力団体：金融庁）

・市民グループ等の取組の実態把握：2018年6月

（実施主体：金融庁、協力団体：全ての関係団体）

【それ以外の事項】

・社会人向け金融経済教育の基本的考え方の整理：2016年1月、「社会人向け金融経済教育の基本的考え方」を「知るぽると」の推進会議「議事録・資料等」にアップ。

（実施主体：金融広報中央委員会、協力団体：全ての関係団体）

以上